

平成30年第2回紀の川市議会定例会 第3日

平成30年 6月12日（火曜日） 開 議 午前 9時29分
散 会 午後 2時47分

◎議事日程（第3号）

日程第1 一般質問

日程第2 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第7号））

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号））

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等の一部を改正する条例）

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例）

日程第3 議案第68号 工事請負契約の締結について（荒川中学校校舎等改築工事）

議案第69号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第70号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正について

議案第71号 紀の川市介護保険条例の一部改正について

議案第72号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 門 眞一郎

2番 上 野 宗 彦

3番 仲 谷 妙 子

4番 船 木 孝 明

5番 中 尾 太久也

6番 太 田 加寿也

7番 石 脇 順 治

8番 並 松 八 重

9番 中 村 ま き

10番 大谷 さつき	11番 阪中 晃	12番 榎本 喜之
13番 高田 英亮	14番 川原 一泰	15番 森田 幾久
16番 村垣 正造	17番 堂脇 光弘	18番 竹村 広明
19番 石井 仁	20番 杉原 勲	21番 室谷 伊則
22番 坂本 康隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中村 慎司	副市長	林 信良
市長公室長	西川 直宏	企画部長	今城 崇光
総務部長	金岡 哲弘	危機管理部長	中浴 哲夫
市民部長	尾上 之生	福祉部長	橋本 好秀
農林商工部長	神徳 政幸	建設部長	前田 泰宏
会計管理者	浅野 徳彦	上下水道部長	上中 勝彦
農業委員会事務局長	吉川 博造	教育長	貴志 康弘
教育部長	山野 浩伸		

○議会事務局職員

事務局長	中野 朋哉	事務局次長	柏木 健司
議事調査課主幹	片山 享慈	議事調査課主幹	岩本 充晃

（開議 午前 9時29分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議長（坂本康隆君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、2番 上野宗彦君の一般質問を許可いたします。

2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

議長からの御許可がありましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

私からの質問は、京奈和高速道路及びかつらぎ鍋谷峠・父鬼バイパス道路の開通における他府県からの集客に関しての取り組みについてであります。

京奈和道路では、「紀の川インター」、「紀の川東インター」ができ、その後、岩出インターから阪和道への連絡がつながり、また本市の東側ではかつらぎ町鍋谷峠が大阪府和泉市との間で開通し、ここ3年ほどで大阪府の南エリアをはじめ、他府県がとても近くなり、他府県の方々が本市に来てもらいやすくなりました。市の活性化を進めていくには、この道路を利用してできるだけたくさんのお客様に本市に来ていただき、そして同時に消費もしていただくことが必要だと考えております。

市の盛り上がりや今後の経済発展は、本市内や近隣自治体からだけではなく、他府県の方々もどれだけ取り込めるかでも変化していくと思います。本市でその他府県の方々を取り込む窓口となるのは、京奈和道路の紀の川インターと紀の川東インターであります。この二つのインターを拠点とした他府県のお客様の集客に関しての考え方を御質問したいと思います。

まず、一つ目は、本市の西の窓口であります「紀の川インター」ですが、インターから国道24号線までの県道泉佐野打田線を4車線化にしていく計画があり、さらに土地利用規制誘導の方針のもと、都市計画上の用途地域の近隣商業地域に設定を予定しているとのことですが、本市の人口が減少してきている中で、地域の発展、それから住民の獲得につなげる意味でも、この用途地域の設定はとても前向きではありますけれども、他府県の方々を呼び込む窓口として、この都市計画のもとで今までになかった施設や店舗などを誘致していくことが今後予想されますが、本市の経済を活性化するためには、どのような業種の施設の誘致を優先すべきだと考えていますでしょうか。

また、何か集客力のある特定の業種を優先的に誘致するための施策も検討はされておりますでしょうか。

それから、周辺エリアを含め、秩序あるまちづくりをしていくには、先々どのようなビジョンを描き、今後の開発を進めていくのかを聞かせていただきたいと思います。

そして、二つ目質問は、東の窓口、「紀の川東インター」を拠点とした集客についてであります。

この紀の川東インターですが、このインターからは市の管理施設で言いますと、道の駅清洲の里がそう遠くない距離にあり、レストラン機能や公園があることから、この青洲の里が他府県のお客様を集客する受け皿になる拠点であると考えます。

鍋谷峠道路・父鬼バイパスの開通から1年以上がたち、他府県、特に大阪の南河内エリアがとても近くなりました。本市の東側から京奈和道路を使って集客する窓口としては、この青洲の里が最適の場所であると思います。

青洲の里の運営は、指定管理者制度内での運営であります。本市との協力体制のもと、さらにこの青洲の里に他府県のお客様を集客していくことに関する本市の考えを聞かせていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） おはようございます。

上野議員御質問の道路インフラ整備における他府県からの集客に関しての取り組みについての質問にお答えさせていただきます。

紀の川市が合併して13年が経過し、地域の特性を考慮しながら、住居機能や医療・福祉、商業、公共交通等のさまざまな都市機能を適切に誘導し、社会の安全・安心な暮らしを守り、生活利便性の維持・向上を推進するためにも土地利用の適切な規制誘導が必要となっており、市といたしましても、土地利用規制誘導方針案を作成し、平成32年度に用途地域等の指定に向け準備を進めておるところでございます。

議員が質問されております紀の川インターチェンジから国道24号までの4車線化を都市計画決定しています県道泉佐野打田線につきましては、両側50メートルを商業用地として指定することにより、民間の開発及び企業が進出するための基盤が整うこととなります。民間企業の進出をそのような用途指定で誘導してまいりたいと考えております。

また、今後、市の経済情勢にも対応するため、一定期間で用途地域の指定の見直しも検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 上野議員の道路インフラ整備における他府県からの集客に関する取り組みについてお答えします。

他府県からの方々を呼び込む玄関口として、車で来られる方については、「紀の川インターチェンジ」、「紀の川東インターチェンジ」があります。集客とするターゲットとしては、主に京阪神の居住者で、京奈和自動車道の開通により、大阪・神戸・奈良はもちろん、京都方面、名古屋方面からマイカーで紀の川市に訪れるアクセスも大幅に改善されました。

「紀の川インターチェンジ」は、国道24号までの府県道泉佐野打田線を4車線化及び土地利用規制誘導方針のもと、都市計画上の用途地域の指定を予定しております。

議員御質問の他府県の方々を呼び込む玄関口としてどのような業種の施設の誘致を優先すべきだと考えているのか。また、不特定の業種ではなく、集客力のある特定の業種を優先的に誘致するための施策を検討しているかということについてですが、他府県の方々を呼び込む集客力のある業種としては、大型商業施設・テーマパーク、大規模な道の駅、めっけもん広場のような農産物直売所、宿泊施設といったものが考えられますが、現時点では計画はございません。

それらを明らかにするために数値的根拠等の判断材料を収集し、議員御質問の業種と施設を検討させていただきたいと思います。その際には、地域の活性化の起爆剤となり雇用の創出につなげるとともに、地元事業所との共生も考慮し、また市全体を活性化させるためには、民間活力の導入も一つの方法と考えています。そのため、民間が紀の川市に進出したくなるように各種施策を展開していかなければならないと思います。例えば、「京奈和関空連絡道路」の整備の推進、今、進めています観光地域づくりDMO等により、「フルーツのまち紀の川市」の地域の資源を発掘・PRして、多くの観光客が訪れる仕組みも一つだと思います。

次に、「道の駅青洲の里」への他府県からの集客に関する考え方についてですが、道の駅青洲の里については、道の駅に登録されたことを契機に、従来の位置づけや機能を整理し、それぞれ有機的に連携する施設として再編することを目的に、平成28年度において基本構想、基本計画を策定しています。

基本構想では、立地特性を生かした魅力を創出することで、農産物や特産品の販売促進や雇用創出に寄与し、紀の川市全体の農業をはじめとする産業の活性化、華岡青洲をはじめとする紀の川市の情報発信、地域の活性化に寄与する施設を目指すこととしています。

再編の基本方針として、1、特徴のある道の駅への転換、2、アクセスのしやすさの向上、3、わかりやすいシンプルなゾーニング、4、広報活動の推進、5、柔軟な運営体制の構築、6、周辺施設などの連携、7、地域との連携の7項目を掲げ、幹線道路から離れた場所にあるという道の駅としては、不利な条件を克服するための方向性を示しています。

この基本方針に基づき、目的を持って訪れてもらう施設づくりを目指し、他の道の駅との差別化を図っていきたいと考えています。その点で、華岡青洲の偉業に関連した施設展開は他の施設にない特徴であると考えています。また、さらなる特徴づけを図るため、紀の川市産の農産物の販売、フルーツを中心にした直売所の建設を進めることにより、他府

県からの集客につながるものと考えています。

また、京奈和自動車道や国道480号の鍋谷峠・父鬼バイパスが開通したことにより、他府県からのアクセスが格段に向上しています。世界遺産である高野山へのルートとして、これらの道路を利用する観光客の増加が期待されています。これらの観光客を「道の駅青洲の里」に誘引することが集客力の向上につながるものと考えていますので、今年度において、県内外から訪れる方をスムーズに誘導するための案内看板標識を設置していきます。

今後も基本計画に沿って、費用対効果を考え、優先順位をつけ実施していきたいと考えています。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（質問席） まず、一つ目の答弁に対する再質問ですが、都市計画を進めていく上で、農地転用を可能にするためだけの用途地域設定ということではなくて、その後、どのようなまちづくりにしたいのか、10年後、20年後どのようなまちにしたいのか、理念・ビジョンを掲げ、開発を進めていくことが重要であると思います。

その中で、集客力のある施設を誘致していくことは本市の活性化においては非常に大事なことだと考えますし、それと同時に、近隣商業地域に設定すると、建築物の種類に関しての規制がどうしても緩和されますので、いろいろなものがちぐはぐに乱立したり、乱開発にならないように秩序あるまちづくりが同時に求められると思います。

先ほど御答弁いただいた、それ単体で他府県から集客力が見込める施設や、まためっけもん広場やほかの用事で来られたお客様を足どめする施設、それから京奈和関空連絡道路の計画もある中で、関空から世界遺産、高野山へ向かう中間地点として、海外からの観光客を対象とする施設など、いろいろな目的、種別の施設があらうかと思います。

そこで、本市として本当に呼び込みたい施設を絞って、それに限定して誘致促進や土地購入を優遇する措置の実施を今後検討してみてもはどうでしょうか。

少し具体的に言いますと、現在、本市の工業団地等で適用している企業立地助成金制度であったり、また、例えば土地購入に係る不動産手数料を市で一部負担するなどといった特別優遇措置ですね、こういった措置を施設、種別に限定し実施することで、農地転用のためだけの用途地域設定ということではなくて、本当に来てほしい、集客力の高い施設などの呼び込みのハードルが下がり、それから優良な都市開発を促す効果もあるのではないのでしょうか。こういった具体的施策を今後検討していくことに関しての考えを御回答いただきたいと思います。

それから、二つ目の御答弁に関しての再質問です。

道の駅青洲の里は、道路インフラが整備されてきた今、最低限の休憩施設から、わざわざ立ち寄りた施設へ変化をしていかなければならない時期に来ていると思います。青洲の里自体の運営に関しては、指定管理者制度のもとで財団法人青洲の里が運営していますが、運営に関しましては、私、4月に今後の運営の参考にさせていただきたく、再構

築プラン案を作成し、提出させてもらいました。

今後の運営改善のきっかけにしてもらえればと思いますし、また先ほど御答弁いただいた基本構想、基本計画に基づいて、ぜひ青洲の里自体の再編につなげてもらいたいと思います。

そこで、再質問したいのは、先ほど御答弁いただきました中での前面道路沿いの土地への農産物直売所の建設に関して、それらを合わせた他府県からのお客様の呼び込みに関してです。

ぜひ、近隣農家の方々のためにも、直売施設の設置を前向きに進めていただきたいと思いますし、本市と青洲の里と、その直売所と三位一体で他府県の方々を集客していく体制づくりをできるだけ早く計画し、整えていくべきだと考えます。これで、お客様が多数増加すれば、近隣農家により刺激を与えることになります。特に、周辺エリアはやる気のある若手の農家さんも多くおられますし、販路の拡大も彼らは期待しています。

本市の東側から大阪をはじめ、他府県から多くのお客様に来ていただいて、本市の農作物をたくさん御購入いただく、それが地域の農業生産力の向上と農家のなり手不足の解消にもつながっていくきっかけになると私は思います。そして、青洲の里を中心に周辺地域が活性化すれば、毎年の市からの管理運営委託料も市民の皆様からきちんと御理解、納得いただけるようになるのではないのでしょうか。

まず、青洲の里自体の活性化、顧客受け入れ態勢の充実、それから直売施設の建設、これらが整えば他府県の方々に非常に大きなアピールポイントになると思います。それらをあわせてどう他府県に今後発信し集客につなげていくのか、少し踏み込んだ考えと取り組みについての再答弁をお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 上野議員の再質問にお答えします。

企業誘致のための支援策について、また具体施策を検討していくことについてお答えいたします。

現在の企業誘致に対する市の助成金制度としては、企業立地促進助成金、雇用促進助成金、工場設置助成金の三つがございます。これらの助成金は、工場の進出を想定したもので、企業立地促進助成金は一定の金額以上の投下固定資産額や新規雇用があった場合に翌年度固定資産税納付相当額を助成金として交付するもので、議員おっしゃられている集客力のある施設を設置する場合にも補助金の対象とするかどうか、他の先進的事例等を参考にしながら検討を行っていく必要があるのではないかと考えております。

今後も長期総合計画に掲げられた就労支援の充実と雇用創出の振興につなげるために、引き続き、働く場所の確保と農業振興、商工業の振興を総合的に検討していくことが必要だと考えています。

次に、他府県の「道の駅青洲の里」をPRし、どう集客につなげていくのかの質問にお

答えます。

紀の川市では、果樹・野菜・花卉と多種多様な農産物が生産されており、特に果樹栽培に関しては、周年を通じて果物が収穫できる産地という強みを有しています。この強みを生かし、フルーツを中心にした直売所の設置をすることより、他の道の駅との差別化を図り、他府県の人々へのセールスポイントとなると考えています。

また、青洲の里の公園から歩いて行ける距離に、小田井用水路の龍之渡井があり、昨年10月に世界かんがい施設遺産へ登録されました。青洲の里の公園から龍之渡井までは遊歩道もあることから、積極的にPRを行い、集客につなげていきたいと考えています。

これらの情報の発信については、ホームページやSNS等のインターネットを利用した発信やターゲット地域を絞り込み、情報誌を利用した発信など指定管理者と連携し、情報発信の強化を図っていききたいと考えています。

現在、観光施策では、フルーツを中心とした観光地域づくりが進められており、より一層の連携を図り、フルーツのまちとしての魅力を発信を行っていききたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

2番 上野宗彦君。

○2番（上野宗彦君）（質問席） では、再々質問は、市長にさせていただきたいと思います。

京奈和道路をはじめ、交通インフラが整ってきまして、他府県がさらに近くなった状況で、これから他府県の方々にたくさん来ていただき地域活性化につながっていく必要があると思いますが、紀の川インターを拠点とした集客に視点をおいた開発に関しての考えと、それから紀の川東インターから近い青洲の里に集客を促していくことについての市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 上野議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

道の駅青洲の里、他府県からも多くの皆さん方に来てもらえるようなそういう施設にということであります。

合併して13年目を迎えるこの紀の川市、合併当所から京奈和自動車道が進んでくる中で、紀の川市として道の駅が設置できないかということ国土交通省等々に働きかけをしてまいりました。合併以前から、かつらぎ町は道の駅ということで申請をし、そのかつらぎのところに道の駅ができて、紀の川市にもう一つ道の駅ということはなかなか難しいという返事でございました。

私は、鶴保参議院議員が副大臣の時代に、群馬県の川場村というところへ視察に行きました。それは、高速から離れ、県道を通って、その川場の道の駅を視察してきました。これは、大体道の駅というのは幹線の道路があって、そのそばにそういう販売、地域のいろいろな特産品等々を販売している、そのがほとんど道の駅ということで認識をもとにして

おりました。

しかし、わざわざ行きたくなるような道の駅、これがこの川場の道の駅だということで視察をしてまいり、帰ってきてから、その鶴保参議院議員にも特にお願いをし、また紀の川市にとって医聖華岡青洲先生のこの青洲の里を売り出す大きな拠点としてやっていくのがいいのではないかということで、この青洲の里を道の駅に指定を働きかけていく中で国土交通省の許可をいただいて、道の駅という指定を受けたわけではありますが、これをただ受けただけで今の状態のままでは発展がないわけでありまして、あの周辺の用地も買収ももう済ませておりますし、十分とは言えませんが、付近の皆さん方にも協力をいただいて、上野議員が今おっしゃられた地元の農産物等々の販売、直売所等の開設等々にもらんで早急に設計をし、計画を立てて、そして直売所等々の建設を進めていきたいと。

なお、青洲の里の今の場所も、入り口等々の改修等々も考えて、使い勝手のいい、また皆さん方にできるだけ多く来てもらえるそういう施設としてしていけるように、今、計画を進めておりますので、議員各位の御協力をいただきながら、この青洲の里がわざわざ来なくなるような道の駅に発展していけるようにしていけたらと。そのことが、紀の川市の発展にもつながり、また華岡青洲先生の偉業を全国各地に、また世界に発信できる拠点として進めていきたいと、そう思っておりますのでございます。

なお、京奈和関空の道路の問題も触れられておりましたけれども、この問題は夢のような発信でありまして、今やっと泉南地域と和歌山県の市町村が参加をしていただいて、期成同盟会を立ち上げ、いろいろと進めをしておる状況になってまいりました。これからだと思います。そう簡単にはこの問題、「わかりました。やりましょう」ということには即ならない。

ということは、道がつけば便利になることはもう間違いないわけではありますが、この京奈和関空道路にいたしましても、阪神エリアの中でこの道の必要性、また波及効果等々を十分検討した中で、今、和歌山県、大阪府、また泉佐野、紀の川市等が200万円ずつお金を出して800万円のお金をこしらえ、調査研究をしておりますが、国におきましてもいろいろ調査研究をしていただいております。その上で、この京奈和紀の川インターから関空上之郷への通ずる道の必要性というものを強くPRするとともに、国でもそれを認めていただく上で進めができていくものと、そう思っておりますので、今後とも紀の川市だけではなく、和歌山県として、また大阪の泉南地域として、この道の必要性を国に訴え、採択、推進をしていける状況に早く持ち込んでいくことが紀の川市の発展、また和歌山県の発展につながる必要な道路であると私自身も感じておりますので、議員各位の御協力をよろしくお願いしたいと、そう思います。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 以上で、上野宗彦君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、6番 太田加寿也君の一般質問を許可をいたします。

6番 太田加寿也君。

○6番（太田加寿也君）（質問席） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、都市公園等の現状と今後の整備について、分割質問方式で質問させていただきます。

本市には、大小13の都市公園のほか、ふれあい公園などいろいろな公園があります。第2次紀の川市長期総合計画には、4-1-1の主な取り組み方針の中に、「地域間・世代間の交流の場として、計画的な公園・緑地の整備を推進します」とあります。さらに、4-3-1には、豊かな自然環境の保全として、「自然とのふれあいの場の創出」が取り組み方針として掲げられています。

このことを踏まえて、まず都市公園のうち、紀の川市民公園、平池緑地公園、秋葉山公園について順に質問します。

次に、ふれあい公園については、道の駅青洲の里にある公園を中心に、現状と今後の整備について質問したいと思います。

まず、紀の川市民公園は、新体育館・グラウンド・テニスコート・ゲートボール場、そして新しく市民プールができて、多くの市民が利用しています。平日でも、グラウンドには多くの市民が集まり、いろいろな競技を楽しんでいます。

このうち、市民プールについては、オープンする期間は7月から8月ですから、他の10カ月間はあいています。お聞きしたいのは、プールの西側につくられた芝生の広場です。最近まで芝生が枯れ、シロツメクサ、フサフジなどの雑草がはびこり、長い草に埋もれ始め、水飲み場は断水していました。広場はどのように管理されているのでしょうか。

市民プールがつくられる前、その付近には小さな砂場や小さな健康遊具、日よけの設備があって、子ども連れのお母さんたちが日中によく遊びに来ていました。現場に見に行ったとき、犬の散歩に来たお母さんに出会い、「ここも昔はよかったんだけど、小さい子を連れてきてゆっくり遊ばせることができたんでね」と話されました。

長期総合計画の中での計画的な公園からすれば、広場が今このような状況ではいけないと思います。子どもたちや多くの市民の憩いの場所として早急に計画を立て、例えば、遊具の設置や常緑樹をもっと植樹したり日よけをつくるなど、市民が気軽に立ち寄り、遊んだり交流できる広場として整備していくべきだと考えます。このことについて、今後の取り組みをお聞きしたいと思います。

次に、平池緑地公園についてお聞きします。

今、平池では、大賀ハス・ベトナムハスが成長しています。一日を通して多くの人々がここを訪れ、カモやサギなどの野鳥と触れないながら散歩したりランニングを楽しんでいます。長期総合計画にある「自然とのふれあいの場」として、最適な公園であると思います。

しかしながら、一見、自然豊かな公園のようですが、池の生態系は危機的状況にあることを御存じでしょうか。例えば、オニバス広場というのがありますが、ここ何年かオニバスは見ていません。魚や野鳥の餌場となるアシなどが生える場所も、ごくわずかになって

います。外来種の亀の増加で、カモに餌をやると、カモと亀とコイの三つどもえの奪い合いになります。水中の酸素を供給するヒシなどの浮き草もごくわずかになってしまいました。水質はどんどん悪くなっています。

クリスマスの時期にイルミネーションが飾られる古墳の島の木には、アオサギやカワウが巣をつくるため、そのふんで木が枯れ始めています。この6月24日には大賀ハスの観蓮会が開催されますが、ハスだけでなく、ぜひ平池の周囲や水質、古墳の島の状況を観察していただければありがたいと思います。

自然とのふれあいの場の創出に基づいて、自然と身近に触れ合える公園として継承していくには、本来の自然を生かし、保全して、市民に自然との共存・共生を周知しながら協力を求めていくことが必要だと思います。

また、平池を訪れた人からは、「自販機や水飲み場がないのか」とよく聞かれます。ハスの記念館の設置も考えていると聞きますが、改めて平池緑地公園の今後の整備をどう進めていくのかをお聞きしたいと思います。

続いて、秋葉山公園についてお聞きします。

ここは、森に囲まれた自然豊かな公園ですが、ここに行く道は陰しく、駐輪場や駐車場も整備されていませんから利用者も少ないのではと思いますが、利用状況と今後どのように活用されていく計画でしょうか。ここは、かつてお城があった史跡でもあり、歴史を生かした新たな史跡公園として整備し直し、市民に周知して活用することはできないでしょうか。この公園の今後の活用について、お聞きしたいと思います。

最後に、ふれあい公園についてお聞きします。

本来は、「水と土ふれあい公園」と呼ぶようで、旧町時代につくられたようですが、インターネットで検索すると、市内でまず最初に、紀の川市南中に、次に、貴志川の長山団地そば、そして道の駅青洲の里、桃山町の曽池などが出てきます。評価の高いところもあります。市民がよく利用し整備されているところと、雑草が繁茂しているところなど、いろいろです。

道の駅青洲の里のふれあい公園は、施設の建物から下におりていくと、あずまやや遊具が設置された広い公園になっています。施設からはかなり下るため、足腰の弱い方々にはちょっと厳しいかと思いますが、子どもたちや若者には十分に楽しめる結構広い公園です。しかしながら、現状は、花壇にも雑草がかなり生えていて、雑草の中からやっと花が咲いているといった状況です。施設の管理も十分とは言えないです。トイレなど、もう少しきれいに整備して、市民が活用できるようにすべきと考えます。ふれあい公園の課題と今後の整備について、お聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 太田議員の都市公園等の現状と今後の整備について

の御質問のうち、教育委員会所管の紀の川市民公園、プール西側の広場になります。その部分について、答弁をさせていただきたいと思います。

本広場については、平成28年に市民公園プールに合わせて整備された施設ですが、この広場は単に既成の遊具を設置するのではなく、子どもたちがみずからの自由な発想で遊び方を考え、安全に思い切って自由に遊び回れるような広場をコンセプトに整備しているところでございます。

広場には、周囲にベンチを配置し、植樹はしてございますが、整備して間もないことから、いまだ木も小さく、議員御指摘のとおり、十分な木陰等が確保できていない状況にあります。また、芝生等の整備についても年に数回整備実施していますが、もっと来場者に気持ちよく来ていただけるよう努める必要性も感じているところであります。

子どもを連れたお母さんたちが、子どもが遊ぶその傍ら、休憩しながら見守れる、例えば、あずまやのような施設を配置できないかなど検討するとともに、広場の利用目的に沿った環境を整えることで、子どもたちが安全に遊べ、多くの人から憩いの場として気軽に立ち寄ってもらえる愛される公園を目指して、機能の充実に努めてまいりたいと思います。

なお、水道の断水があったという御質問ですが、トラブルによりまして一時的に停止をしております、現在はちゃんと使えるようになっておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 太田議員の御質問の都市公園等の現状と今後の整備について、平池公園と秋葉山公園についてお答えさせていただきます。

平池緑地公園は、議員が言われますとおり、年齢層に関係なくたくさんの人が訪れていただき、自然との触れ合いの場として散歩やランニングを楽しまれています。

議員が指摘されております池の生態系や水質に関しましては、決して良好な自然環境を維持しているとは言いがたい環境だと考えております。これまでに市が行った環境対策として、水質改善のための噴水を設置していますが、高温となる真夏時には池の水量も減少し、酸素不足によるアオコが発生しています。

今後の対策といたしましては、池の水質改善を目的に、夏場は農業用用水に利用しているため、冬場に池の水位を下げ、水の入れかえを検討したいと思いますが、池の水を抜くことによる魚類への影響や飛来している野鳥などにも十分配慮しながら、関係水利組合と農業用水量の確保等を含め、協議を行ってまいりたいと考えております。池の水質改善は、行政と地域全体で取り組まないと解決できない課題と認識していますので、今後とも自然の保全活動とともに取り組んでいきたいと考えております。

また、平池緑地公園には古墳群が存在し、自然環境の保全が必要と考えております。このことから、鳥のふんで木が枯れかかっていることにつきましても認識しており、昨年、樹木の専門家に相談・指導をいただいております。今後も状況を監視し、必要に応じて樹

木の専門家に相談し、適切な維持管理を実施していきたいと考えております。

また、平池緑地公園は、既存の風景を守りつつ市で整備を行った事業で、水飲み場・飲料水の自動販売機につきましては、整備当初から平池周辺整備検討委員会で議論した経緯もあり、再度、平池緑地公園実行委員会とも相談し、検討を行っていききたいと思います。

ハスの記念館設置につきましては、市が独自に実施するのではなく、国・県の動向を注視しながら、国際交流の観点から協議のできる場で、今後、整備計画について要望していきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

次に、秋葉山公園についてであります。今後の活用についての質問にお答えします。

秋葉山公園は、小高い山の上にあり、豊かな自然と歴史を感じながら散策が楽しめる公園であるため、少し公園内の道も急なところもあります。利用状況ですが、管理人が常駐していないために詳しい把握していませんが、早朝のハイキング、高校生の野外活動、小学校・保育所の遠足、いろんなイベント等も開催され、付近の住民にとっては貴重な自然と歴史に触れ合える公園として利用されています。今後も、公園敷地は粉河寺の持ち物であるため、現状の公園を維持管理し、秋葉山公園の魅力を市民にPRしていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 太田議員の道の駅青洲の里とふれあい公園の現状と今後についての質問にお答えいたします。

道の駅青洲の里のふれあい公園については、現在、一般財団法人青洲の里と管理及び運営に関する協定を締結し、指定管理者において管理業務を行っています。

公園の雑草やトイレの清掃等の施設管理が行き届いていないとの御指摘ですが、市も現状を把握しており、指定管理者に指導しているところでございます。指定管理者は、管理物件を常に善良なる注意をもって管理する義務がございますので、適切な管理の指導を引き続き行っていきます。

今後の整備については、平成28年度において道の駅青洲の里の再編のための基本構想・基本計画を策定しています。立地特性を生かした魅力を創出することで、農産物や特産品の販売促進や雇用創出に寄与し、紀の川市全体の農業をはじめとする産業の活性化、華岡青洲をはじめとする紀の川市の情報発信、地域活性化に寄与する施設を目指すこととし、農産物の直売所の建設を進めているところでございます。

また、公園での体験イベント等も指定管理者と連携して検討し、直売所の設置効果とあわせて多くの方に来ていただける施設としていきたいと考えております。

次に、水と土ふれあい公園は、ふるさと水と土ふれあい事業を活用した公園の総称で、ため池や水路を利活用し、親水公園として整備しています。紀の川市には、「南中水と土ふれあい公園」・「北涌農村公園」・「曾池ふれあい公園」・「はりま池公園」の四つ公園があります。

公園の管理は、市が直接管理しているところもあれば、ため池の水利組合や自治区に管

理を委託しているところもあります。

これらの公園は、地域の資源であるため池や水路を利用しており、地域の人々の憩いの場として活用されているものと考えています。

市管理のふれあい公園等の雑草等の状況を確認しながら、適切な時期・回数を検討し、地域の人々が楽しむ憩いの場として使ってもらえるように管理をまいります。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

6番 太田加寿也君。

○6番（太田加寿也君）（質問席） 御答弁いただいたんですが、幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

紀の川市民公園の芝生の広場の活用についてであります。先ほども言いましたように、2カ月のプール以外の10カ月はプールは使用されていない。その隣に、あの広場があるわけですが、先ほども言いましたように、もともと砂場や小さな遊具があった場所でもあります。現状を踏まえると、市民が気軽に利用できる新たなコンセプトによる整備が必要だと思います。

もっと市民のニーズを吸い上げ、例えば、これ事務所って管理棟かな、管理棟に行けば貸し出してくれる遊具があるよとか、看板で知らせるなど、広場を生かせる工夫をもっとしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

次に、平池緑地公園についての再質問ですが、自然と身近に触れ合える公園として整備を進めるには、やはり自然をいかにして残していくのかということだと思います。そのためには、公園に来る人たちの要望と地元で池とともに生活する人たちの要望が両立する整備を立案していくことが必要です。

現在の平池の状況は、人為的な工事等によって本来の自然が失われ続けている。何もしなければ、状況はさらに悪くなる状況にあります。何とか現状維持から少しでも自然の回復や復元を目指さなければ、自然と身近に触れ合える公園ではなくなってしまうと思います。時間がかかることですが、長期総合計画の目標の実現に向けて計画を進めていただきたいと思いますので、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、青洲の里ふれあい公園についてですが、先ほど上野議員からの質問もありましたが、施設と公園を一体に考え、整備を進めていただきたいと思います。

公園には立派な温室がありますが、今は倉庫になってしまっているようで、大変もったいないなと思います。うまく活用して、公園の目玉になるような施設にできないのでしょうか。

それから、一つ飛んでしまったんですが、秋葉山公園について、かなり利用されているというふうにお聞きしました。ただ、僕もあそこへ行くのを駐車場どうかなとか駐輪場どうかなというのを先ほど言わせていただいたんですが、駐車場ということになると、500円を払って行かないといけないような状況にあります。この辺は、まだ改善の余地が残っているんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） それでは、まず、はじめに、市民公園についての再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、子どもたちが自由に思い切って遊び回れる芝生広場を確保するというコンセプトのもと、運営しております。本整備に際しても、そのコンセプトを基本に都市公園整備事業認定を受け、補助金もいただいているという事実もある中で、その基本線はやはり崩したくないという方針であります。

ただ、その方針を維持しつつも、やはり多くの市民の憩いの場にしたいので、繰り返しになりますが、日陰の確保、良好な芝生管理、また子どもたちに人気の高い遊具の貸し出しなどについて検討し、市民が大勢、今以上に集まってくれる公園となるよう取り組んでまいりたいと考えますので、御理解よろしくをお願いします。

○議長（坂本康隆君） 建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 太田議員の再質問にお答えさせていただきます。

一度失われた自然を取り戻すことは、大変難しいことと認識しております。オニバスにつきましても、10年近く発生していないのが現状です。

市といたしましても、オニバスの再生を何も対策を講じていないのではなく、市役所敷地内の水盤にて栽培を試み、発芽させ、生育させることには成功しておりますが、平池に戻すと生育がとまり、復活するに至っておりません。いろいろな問題が関係しているとは思いますが、今後ともチャレンジしていきたいと考えております。

以前の平池の自然を取り戻すには、地域住民と一体となり、自然保護活動に取り組む必要があると考えております。今後とも、地道に自然保護に関する取り組みを継続させていきたいと思っていますので、御理解いただきたいと思います。

また、秋葉山公園の駐車場の問題ですが、以前、合併1～2年は下の駐車場を個人から借りておりました。しかし、利用頻度が少なく、かなり高額な賃貸料でしたので、それは合併してすぐに返却しております。今のところ、現状の有料駐車場になるんですけども使用していただいておりますので、今のところ、さほど不便等についてはございませんので、今の現状で使用するほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 農林商工部長 神徳政幸君。

○農林商工部長（神徳政幸君）（自席） 青洲の里のふれあい公園内の温室の利用計画ということで、再質問にお答えします。

現在、温室の具体的な整備計画はございませんが、基本構想・基本計画では、特徴のある屋外空間の展開として、植物園や体験室といった活用案を挙げ、温室のリニューアルを検討することになっております。今後、直売所と相乗効果を上げるにはどのような活用が

望ましいのかを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

6番 太田加寿也君。

○6番（太田加寿也君）（質問席） 最後に、市長に、平池緑地公園のこれからについてお聞きしたいと思います。

私は、平池は小さな琵琶湖ではないかと考えています。真ん中には、竹生島のかわりに古墳の島があります。また、たくさんの小さな水路が流れ込んでいます。池からは、1カ所の樋門から流れ出た水が下流行域の水田を潤し、農業を生活を支えています。また、観光資源としてもたくさんの人々が訪れ、それぞれに楽しんでいます。ハスを通して、国際交流の拠点になる可能性も大いにあります。

このように、将来的に活用できる可能性が大変大きいこの公園を、やはり市が中心となって地域の人たちの協力を仰ぎ、内外に自慢できる自然豊かな公園として整備すべきだと考えています。

琵琶湖も、かつて激しい水質汚染により自然が失われかけましたが、県や自治体、県民の協力により、水質浄化に取り組んでいます。平池は、紀の川市の小さな琵琶湖だと思うのですが、これからの整備について、市長のお考えをお聞きかせたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 太田議員の再々質問にお答えをしたいと思います。

いろいろ御質問がございましたが、特に平池緑地公園について、今後の取り組みということでございます。

平池に関しては、非常にいろいろ課題がございます。長原旧貴志川町時代、長原南地区、観光バスの入っていない地域は長原南だけであるということの中で、圃場整備をすることによって幹線道路、バスの入っていく道路をつけようじゃないかという、それに地域の皆さん方が御協力をいただいてできた。そんな中で、太田議員の自宅から南側の丸山団地等々が開発されるということの中で、汚水なり雨水がたくさん流れ込んでくるという状況の中で、この問題の解決等々いろいろあったわけです。

地域の皆さん方が一致団結していろいろな取り組みをしていただいた、それに旧町時代ですから、貴志川町としていろいろと平池の開発にやっつけようということになったわけでありまして、これ話が長なりますけれども、「ふるさとまちづくり事業」という国の制度を非常に難しい採択であったわけですが、国会議員の先生方の努力によって、ふるさとまちづくりって平池はもう貴志川町の中心で、ふるさとと言われるような山間地ではないやないかということであったんですが、採択をいただいて、そしてはじめは30億円近い事業になるんじゃないかということでありました。

しかし、貴志川線の廃線の問題等々を絡める中で、その事業を縮小して平池を緑地公園の問題のみにすると同時に、雨水が樋門を通して神戸前田地域、旧貴志川町の役場周辺に雨水が流れていく、その問題を解決するトンネルの水路をつくる。そんな中で、この平池を遊歩道を周辺をつくり、そして汚水を守っていくための対応もしておるわけですが、なかなか日常雨のときには堰をとるとか、また堰を入れてもらうとかという、その動作ができやらないのが実情かと思います。

そんな中で、現在の平池の水質の状況等々を見たときに、このままではいかんなということは感じておるわけですが、地域の皆さん方の協力なくしてこれもやっていけないわけでありまして、市だけがやるとかということだけではなしに、地域ともっと密着した取り組みが今後の大きな課題ではないかなと、そう思っております。地元中の地元である太田議員におかれましては、地域の皆さん方のこれからの協力も促進をしていただくようお願いをしたいなと、そう思いますし、それかとして、地域だけにお任せするというだけではなしに、今後のせつかくできた平池緑地公園を内外からも多くの皆さん方が来もらえる、太田議員が言われました、これは「ミニ琵琶湖」であるという、そのくらいのつもりで今後の対応をしていきたいなと、そう思っておりますので、御理解ある御協力をよろしくお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（坂本康隆君） 以上で、太田加寿也君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時49分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（坂本康隆君） 次に、4番 船木孝明君の一般質問を許可いたします。

4番 船木孝明君。

まず、本市の将来における人口減少からの問題点と今後の取り組みはの質問を許可します。

○4番（船木孝明君）（質問席） ただいま議長の発言許可が出ましたので、通告に従い、本市の将来における人口問題の取り組みについて質問いたします。

質問に先立ちまして、人生に価値観、これは自由ですので、結婚や出産に余り価値観の少ない方については十分にそういう社会的にも貢献され活躍していますので、尊重したいと思いますのでよろしく御理解をお願いします。

それでは、質問いたします。

今、国においても、2025年の壁を乗り越えるということで、新聞・ホームページ、いろいろと市町村は必死で人口問題に取り組んでおるところでございます。もう御存じの

ように、戦後生まれのベビーブーム、団塊の世代、全ての人が2025年には75歳以上となり、歴史上、私たちが経験したことのない非常に厳しい高齢化率も40%、いや50%と言われている社会に入ってきます。これは、あと7年やけども、もう今6月で、6年半にこういう非常に厳しい時代に入ってきます。

そういうことで、国も地方も僻地が消滅すると予測しております。厚生労働省の人口問題研究所も、今後、市町村が力強い対策を講じなければ、将来人口が半減し、現役世代一人が一人の高齢者を支えることになり、高齢者の医療費の増大、または若い人の生産年齢の減少で産業の空洞化により行政も立たない、既に僻地農家においては、JAのアンケート調査では、75歳以上の高齢者が、今ほとんど就農しているという状態です。

そういう中、本市の出産数は、平成25年405人をピークに、昨年362人と毎年毎年右肩下がりで減少を続けております。そうした減少を何とか歯どめできないものかと市民の皆さん、誰もも念願していることと思います。

一方、県の市民アンケートの結果では、結婚を希望し、子どもを平均で2.28、これは御婦人の方と子どもで割った件数ですので、小数点が出ますけども、希望では二人以上の方が子どもを持ちたいという結果が出ています。

また、現在の社会生活の人口を維持していくのには、最低必要な出産率2.07、二人以上ということですね。参考のために、本市では1.22という特殊出産というのがあります。こうした中、人口の自然減少に歯どめをかける上で行政からの婚活や出産支援が今後も重要課題となりますので、この問題が避けて通れないと思います。

そこで、婚活支援の質問ですが、最近、未婚・晩婚が少子化の原因であることが事実であり、その理由として、経済的に不安定な派遣や契約社員が多く、結婚すれば住居も構え、結婚資金等が重荷になり、また結婚を望みながら家庭の事情、仕事の事情で相手にめぐり会えない男女が多く、社会全体で独身者がふえていると国の調査結果が出ています。

結婚相談所の調査によると、理想の人と会えば8割から9割の人が結婚を希望と考えております。そうした中、今、国も県も少子化が進む中、婚活に力を入れています。本市においても、以前から出会いの場、「婚活支援」を行い、現在、商工会に委託して取り組んでおりますが、その過去の成果と今後の取り組みに、まず質問いたします。

次に、商工会青年部がいろいろ頑張ってくださいますが、今後、男性の多いJAの青年部や女性の集まりやすい病院に協力を依頼し、また各企業とも連結し、企業型・交流型の出会い場づくり「合同婚活」等を幅広く取り組んでみてはどうか。

次に、理想の人とめぐり会い、紀の川市に家庭を持って晴れて一步を踏み出した家庭への支援として、新しく、去年、平成29年度から本市も取り組んでおられる「新婚生活支援事業」は、新婚家庭がどのように支援を受けられるのか。また、その内容と、以上、企画部長のほうから3点の質問いたします。

次いで、不妊治療についてです。

県では、少子化社会の中で、真に子どもを生み育てていきたいと切望するが、不妊に悩

んでいる夫婦が非常に多いと聞いております。また、治療費を支援するため、特定不妊治療と一般不妊治療、また不育治療とあると聞いていますが、特に特定不妊治療については、精神的にも肉体的にも言葉で言えないぐらいつらく、厳しいことです。また、医療保険の適用外となっているので、医療費も大体40万円から50万円と、膨大な医療費がかかるというふうに聞いております。

そういう中、継続せずに途中リタイアする人も多いと聞いています。高額な不妊治療費の自己負担軽減やプライバシーを考慮し、治療を受けやすい環境づくりに、今現在、県が取り組んでいる「こうのとりのサポート」がありますが、より市独自でこうした支援の上乗せ、優遇した不妊治療支援の今後の取り組みをお聞きします。

次に、過去から、こうのとりのサポート不妊治療制度の利用の実態と今後の取り組み。

続きまして、過去に適用されていなかった男性の不妊に関する治療制度が適用されているのかどうか、以上3点の御質問いたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 企画部より、船木議員の御質問にお答えいたします。

現在、紀の川市のみならず、日本の国全体においても人口減少の傾向が見られ、若者のライフスタイルの変化や女性の社会進出などにより未婚率が高くなり、少子化や人口減少の要因の一つであると言われております。

まず、一つ目に、以前から取り組んでいます出会いの場「婚活支援事業」の成果ですが、紀の川市では人口減少問題に取り組む事業の一つとして、平成23年度から「出会いと交流の場創出事業」に取り組んでまいりました。

当初は、委託先を民間企業とし、平成27年度までの5年間で10回実施しております。平成28年度からは、紀の川市商工会に事業を委託し、紀の川市及び那賀町商工会の両青年部が運営主体となって、現在「きのかわY O U & M E コン」と銘打ち、事業に取り組んでいただいております。

昨年度まで7年間の成果といたしまして、合計12回の実施、参加者の総数が496名、内訳は、男性が258名、女性が238名、カップルの成立が81組となっております。また、めでたく御成婚に至ったカップルは4組と報告をいただいております、事後アンケートなどの御意見でも参加者の満足度が高いことなどから、出会いの場の提供という観点からは、少なからず貢献できているのではないかと考えております。

次に、商工会青年部、JA青年部をはじめ、事業者、企業とも連携した企業交流型の合同婚活事業など、幅広く出会いの場づくりを行ってはどうかという議員からの御質問ですが、今後関係各所と協議を行い、実現可能かどうか、それぞれの御意見を聞きながら検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、出会いの場づくりとして取り組んできました「出会いと交流の場創出事業」のうち「同窓会開催支援補助」につきましては、申請数も少なく、市の単独事業でもあったた

め、平成29年度をもって廃止しております。

そして、出会いの次のステージ、御結婚に対する施策として、紀の川市では平成29年度から、「結婚新生活支援事業」に取り組んでおります。

紀の川市内への移住希望者も含め、紀の川市内で住み続けていただけるよう、結婚に伴う新生活に必要な費用の一部として平成29年度は24万円を限度額として支援を行ってまいりました。平成30年度も支援事業を継続しておりますが、国の補助率変更により、基本部分の限度額を12万円に引き下げております。

ただし、紀の川市に転入される場合、条件を満たせば一部加算される仕組みとなっております。なお、限度額は引き下げておりますが、昨年度の助成実績などから、平成30年度の事業対象件数を10件から80件へと大幅にふやし、予算計上をさせていただいております。

今後も有効な啓発を行い、対象となる皆様に御活用いただきながら、若い世代の方が紀の川市に住んでもらえる取り組みとして今後も努めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） それでは、このとりサポート支援の取り組みについて、答弁申し上げます。

不妊治療費に係る費用助成制度として、年度ごとの助成額3万円を上限とした一般不妊治療費助成制度が平成19年度から県の補助制度として開始され、平成23年度から不育治療への対象拡大、市の助成金2万円を上乗せ、年度ごとの助成額上限5万円など、一部制度改正を行いながら現在に至っております。

特定不妊治療費に係る費用助成制度は、一般不妊治療と比べて高額となる治療（体外受精、顕微授精）に対しまして、平成23年度から国・県15万円、市5万円上限の助成制度として開始され、平成28年度から国・県30万円、市5万円上限へと助成内容を拡大しております。

また、同じく、平成28年度から男性不妊治療の助成制度も開始しております。

一般不妊治療の助成件数といたしまして、平成29年度までの11年間で、延べ291件、うち100件の出産が確認されています。特定不妊治療の助成件数は、平成23年度からの7年間で226件、うち71件の出産が確認されています。不妊治療助成制度としては、制度開始から年数を重ねてきていることから、制度の利用に関して徐々に定着しつつあると考えています。今後も助成制度の利用促進を図るため、啓発等をより進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 非常に御答弁いただきましたけども、婚活というのは非常にプライバシーも含めて大変人の感情と感情ということで、なかなか難しいことですが、今こういう支援が各市町村でも非常に熱心に取り組んでいると聞いております。そういう婚活支援班という行政にそういう班もつくられるところもあると聞いております。今後とも、そうしたことで細かく一遍になかなか進歩せんでも、定着するようにお願いいたします。

また、先ほどの答弁で、非常に不妊治療について、たくさんの方がめでたく291件のうち100件の出産が確認され、また特定でも71件の出産が確認されたという非常にめでたい、今、年間で350人しか紀の川市で生まれていないけども、この数字から見たら非常に御家族にとっても、また紀の川市全体にとっても非常にめでたいことですので、今後ともそういう指導のほう、支援のほうをよろしく願います。

そうした中、市長に再質問、お願いいたします。

先ほどより同僚議員がアクセス、京奈和、そういうことで非常に便利になって、また周辺の訪れる人も年々ふえております。しかしながら、少子化と人口減少になかなか歯どめがかかりません。平成18年から24年間の第1次紀の川市長期計画では、5年間で約3,000人減少し、また紀の川市の長期計画の目標7万人がなかなか達成できなかった。このことについては、同僚議員もいろいろと質問をしましたので省略させていただきますけど。

そうした実情を踏まえ、ことし第2次長期計画が、今あるんですけども、出されました。そうした中、平成36年に一応、1次の長計と同じくいくように6万人という計画が出されております。これを達成するため、いろいろと若者定住、企業誘致、農業振興と先日来から議員が非常に質問をしておりますが、私はこういうことと同時に、人口の自然動態、お亡くなりになられた数と出産の数が非常に幅が広がっているのを何とか縮めていくということで、婚活や結婚、出産を支援して、自然動態への人口を少しでも減らさないような取り組みが重要課題と思います。

その中、先ほど御答弁いただきました若者の結婚予算や新婚生活支援金が非常に半分に減額されたと聞いておりますが、こうした予算を増額して、周辺地域から紀の川市には非常に結婚・出産には温かいと言われるように、今後とも支援をふやしていったらどうですか。また、市の長期計画36年に6万人を達成するため、市長のこうした結婚・出産に対する御支援のお考えはどうですか。市長にお伺いします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 船木議員の再質問にお答えをしたいと思います。

本年度からスタートする「第2次紀の川市長期総合計画」の取り組みについては、計画づくりに参加をしていただいた多くの市民の皆様との約束事となっております、安心して子どもを生み育てられる環境の充実を図り、人口減少・少子化に歯どめをかけていく、

また人口流出を抑制するため、紀の川市で生まれ育つ若者が、紀の川市で暮らし続けられるような取り組みを推進していきたいと、そう思うわけですが、非常に難しい問題だと、議員も同感ではないかと思うんですが。

一つ例を挙げますと、紀の川市になってから、企業団地等々工業団地を推進し、紀の川市に進出をしていただく企業も数多く、中小企業ですがあるわけでありましたが、その企業に対して地元雇用をお願いしますと、こうお願いしているわけなんです、その企業が地元の高校等に求人を求めているときに、どれだけ紀の川市の子どもさんたちが地元企業に就職をしていただけるかどうか、その問題が大きな課題でもございまして、これらを推進していくことによって自分の家から通勤できる会社に就職をしていただく、そして結婚をすれば、もちろん紀の川市外から花嫁を迎えとか、紀の川市内からであっても流出は一つ防げるわけで、そこにまた子どもを二人なり三人生んでもらえるということは、かなり大きな効果が出るわけでありまして、これらをこの地元企業に就職をしてもらえ、そういう受け皿を今後とも頑張っていくのも大きな人口減のとめる要素ではないかなと、そう思っておりまして、なかなか難しい問題ではありますが、紀の川市に「生まれてよかった」、「住んでよかった。」、「住み続けたい紀の川市」という、そういうことを目標に今後とも皆さん方の御協力をいただきながら取り組んでまいりたいと、そう思っております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

〔船木議員「ごさいません」という〕

○議長（坂本康隆君） 次に、生徒数減少による学校問題の取り組みはの質問を許可いたします。

4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 現在、少子化は生徒数の減少で地域の学校の行事やクラブチームにも単独行事が困難です。学校間の合同へと取り組んでいるところもあると聞いています。

先日、少数学校間で行われた2校または3校の修学旅行に行かれたと聞いておりますが、こうした合同での修学旅行と生徒数の減少でこれからまだまだふえてくると思います。私達桃山町の小学校でも1クラスで男性1人、女性10人という学級もありますが、そうした現実を捉えて、今回の合同修学旅行のメリットというか、よかったなと思うことあったら御答弁、お願いします。

また、今後、少数学級のチーム活動は非常に選手不足で、試合もできず、なかなか対抗で練習だけに終わってしまうということで、そういう無理なことで他校との合同チームをつくったらどうか。また、これに対して体育連盟の競技への参加や記録や成績は公認をとれるのか、そうしたことを質問いたします。

また、運動会・遠足・社会見学も、地元PTAと協議して、問題がなければ合同という

計画を進めてみてはどうか、これも質問します。

また、チーム活動で、今後、地元中学校にはチームがないと、チーム活動ができる他校への転校が多くなってきていますが、転校に関して距離とか、また住民票を近くの親族の移動したと聞いていますが、そうした決まりや条件、そうしたものが今あるのか、質問いたします。

また、チームを条件に転校しましたが、そのチームを個人的な理由で辞退したとき、また地元の学校に帰らなければならないのか、今後の市教委の取り扱いを、以上、4点、御質問いたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） ただいまの生徒数減少による学校問題の取り組みはということで答弁をさせていただきたいと思います。

平成30年度の紀の川市内の小中学校の児童・生徒数は、5月1日現在4,461名で、5年前の同時期比較では597名の減、10年前の同時期比較では1,620名の減となっております。

そんな中で、児童数の少ない小学校では、修学旅行を他の小学校と合同で実施することにより、集団行動を通して公衆道徳や規律を守ることの大切さを学んだり、他校児童との友情を深めたりしております。また、合同で実施することにより、児童1人当たり交通費負担額の抑制にもつながっており、大変効果的な取り組みができていると思っております。

今年度では、上名手小学校と麻生津小学校、2校合同、また川原小学校と竜門小学校と鞆淵小学校の3校が合同で実施しております。

次に、クラブの部員数が少なく大会に参加できないケースについてですが、和歌山県中学体育連盟複数校合同チーム参加規定に基づきまして、救済措置として条件を満たす中で、複数校による合同チームの編成で大会に参加できることとなっており、既に運用している状況でございます。もちろん、結果については、公認となるものでございます。

続いて、運動会や遠足等についてですが、これは現在のところ合同実施はしておりませんが、今後、教育的効果や学校運営等にメリットがあると判断できれば、今後、実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、チーム活動による中学生の転校につきましては、紀の川市立小中学校における就学指定校変更に関する取扱要綱を定め、中学校に入学するときと市外からの転入時に限り、就学指定校に希望する部活動がなく、希望する部活動がある隣接の中学校もしくは隣接にも希望の部活動がない場合は、最短距離にある中学校に就学指定校の変更を認めております。これは、通学距離や住民票等について、特に条件はありません。

ただし、紀の川市に希望の部活動がなく、紀の川市外へ希望となると、実施方針に若干の相違の可能性がある中で、教育委員会双方の協議になりますので、御理解をお願いいたします。

また、転校を許可したが、その後、その部活動を退部した場合についてですが、できるだけ本人、保護者の希望に添えるよう弾力的な運用に努めておるところでございます。

最後に、今後においては、部活動を理由に就学指定校の変更に係る条件等を緩めていくことは、少規模学校の生徒数の減少に拍車をかけることにもなりかねませんので、慎重に取り扱う必要があると考えていますことを御理解よろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（質問席） 非常に細かく御答弁いただきましたので、再質問というより、少子化で今後ますますこのような問題が各学校でふえてくると思いますが、地域の小中学校においても、地域の文化、学校、歴史そのものを子どもたちに学んでもらい、また小中学校で力強く学校生活が行ってもらうために、教育委員会や学校の支援もお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（坂本康隆君） 以上で、船木孝明君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、1番 門 眞一郎君の一般質問を許可いたします。

1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） ただいま議長からの質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問をしたいと思います。

まず、質問の前にですが、きょう2018年6月12日、ひょっとしたら歴史が大きく変わるかもしれないというシンガポールでの会談のことも非常に気になりますが、この日に質問をさせていただくということで、非常に光栄に思っております。

質問ですけれども、私は公共交通のネットワークの充実についてということで質問をさせていただきます。

先日、紀の川市の老人クラブ粉河支部の老人大学校の開校式がありまして、その後の第1講義が、「高齢者の交通安全について」ということが第1講義でした。岩出警察のほうから説明いただいたんですけれども、和歌山県の交通事故件数というは年々減少しているということです。これは、自動車の安全性能の向上とか、また道路の整備とかいうこともあると思いますが、そういうふうに減少してるのに、全事故に占める高齢者、65歳以上のドライバーによる事故割合は少しずつ増加をしていて、平成29年度で31%ということなんです。

事故原因の第1は、安全の不確認、前方とか左右の不確認が原因ということですが、昨年3月12日から、75歳以上のドライバーについて、認知機能が低下した場合に行われやすい特定の違反行為をしたら、臨時の認知機能検査が義務づけられるようになりました。また、3年に1回の免許の更新時における認知症の機能検査で認知症のおそれがあるというふうに判断されますと、違反状況にかかわらず臨時の適正検査の受診か、もしくは医師

の診断書の提出が義務づけられていると。そして、運転に不安を感じたら運転免許返納の検討をというお話も、この老人大学でもありました。

しかし、安心をして豊かに老後を暮らしていくためには、運転免許を返納していても自由に必要なところに行き来ができる、そういうことをやっていく必要がなければ、運転できなければ運転免許返納と言われてもなかなか難しい現状があります。

そのことで、幾つかの質問したいと思いますが、まず一つ目です。2016年4月に開始をしました赤沼田地区のデマンド型乗り合いタクシー、赤沼田地区には道路の状況もありまして巡回バスが走っていませんが、今デマンドタクシーが走っております。これについて、3点質問させていただきます。

一つは、利用状況はどのような状態になっているのか。そして、地域の住民からの反応や要望はどのようなものか。そして、さらにデマンドタクシーを利用しやすくするためには、どうしていったらいいのかということで、まず質問させていただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 門議員の質問にお答えいたします。

2016年、平成28年から開始しました赤沼田地区のデマンド型乗合タクシーにつきまして、現在、利用登録者数は70名で、利用状況は、平成28年度、延べ183名、平成29年度、延べ176名と、おおむね横ばいで推移しております。

また、「運行経費」につきましても、平成28年度は31万8,610円、平成29年度は32万4,940円と若干の増加傾向にあるものの、利用状況と同様、おおむね横ばいで推移しております。

次に、地域住民からの反応や要望の点ですが、赤沼田地区の住民の皆様からは、現在のところ直接、特段の御要望はお寄せいただいておりますが、地域公共交通網形成計画を策定するため、平成29年度に実施しました市民アンケート等の基礎調査の中で、他の地区の区長様からの声として、「自家用車を利用する者が多いため、地域巡回バス、紀の川コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーについての知識が乏しく、全く利用の仕方がわからない人がほとんどである」という御意見をいただいております。

御意見をいただいた地区では、デマンド型乗合タクシーは走っていないのですが、「知識が乏しい」ということは、今後、御利用を敬遠される要因の一つにも考えられますので、今後、広報誌等を通じ、改めて情報発信を行いたいと考えているところでございます。

次に、さらに利用しやすくするための方法ですが、まず利用者の意見踏まえてという観点からの場合は、現在のところデマンド型乗合タクシーを御利用する方から、利便性の向上に関する御意見をいただいておりますので、一定程度、御利用いただきやすい交通手段として御認識いただいているものと考えております。

なお、市が主体的に取り組むという観点からは、今後は、「地域公共交通網形成計画」策定の協議において、検討事項の一つとして協議を進めていくことも可能と考えております。

す。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） ただいまのお答えにありましたように、赤沼田地区のデマンドタクシー、私も法事の際にたまたま出会った赤沼田地域の人からは、こういうのができて非常に便利になったということで、喜んでおる声も聞きました。ただ、現在では、名手駅までということですので、もっといろんなところへ行けたらなというお話もいただきました。

そこで、二つ目の質問ですけれども、このデマンド型乗合タクシーというのを赤沼田地域だけやなしに、山間僻地の多いこの紀の川市では、全地域で実施が必要やというふうに、これも聞いております。そして、別に山間地域だけでなく、市街地であっても外へ出るのがなかなか不便を感じているという声もたくさんあります。それで、市内全域での実施をしてほしいという声について、市の考え方はいかがなものかということをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） デマンド型乗り合いタクシーの市内全域での実施が必要と考えるが、紀の川市の考えはどうかとの御質問ですが、本年3月30日に国土交通省からの発出された「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」において、「地域の交通ネットワークの整備に当たっては、路線定期運行を基本としつつ、当該地域の特性に応じたその他のサービスを組み合わせることによって、全体として整合性のとれたネットワークを構築することが重要である」と示されております。

現在、紀の川市全域でデマンド型乗合タクシーを運行した場合、路線バスや鉄道など、既存の他の公共交通と競合が生じることも事実です。

短期的な視点で見ますと、安くて便利な交通手段が市内全域で運行されていれば「便利」という結論に至るかもしれませんが、長期的な視点で見ますと、これまで地域公共交通を担い、守られてきた事業者を衰退させる働きになってしまうことも考えられます。

よって、将来にわたり、持続可能な地域公共交通網を形成するために、今後「地域公共交通網形成計画」策定の中で、デマンド型乗合タクシーの他地域での導入可否について、また利便性の高い路線・ダイヤを検討する観点から、地域巡回バス、紀の川コミュニティバスなどの運行計画と合わせ、十分に検討したいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） ただいまのお答えにありましたように、この地域の公共交通網形成計画という中に、巡回バスやコミュニティバスと合わせて組み合わせということで、できるだけ声を反映して行ってほしいなというふうに考えております。

そして、財政的な裏づけなんですけれども、コミバスやまた巡回バスで、デマンド型タクシーに対して特別交付税のほうから支援があるというふうに聞いておりますが、この事業に対する特別交付税の負担は何割でしょうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） バス運行支援事業に対する特別交付税の負担割合につきましては、特別交付税に関する省令により定められており、「地方バス路線の運行維持に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額とする」となっております。

よって、交通事業者への赤字補填分として紀の川市が補助しております額の約80%について、特別交付税措置がなされている計算となっております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） ということで、市の持ち出しというか、負担が2割ということですので、ぜひそういうことも踏まえて今後進めていってほしいなと考えております。

そして、今進められております地域公共交通網の形成計画、間もなくできてくると思うんですが、その策定事業の現状についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 「地域公共交通網形成計画」策定事業の現状につきましては、計画策定のため、平成29年度に実施した基本調査の集約がおおむね完了しており、明後日14日に開催予定の「紀の川市地域公共交通活性化再生協議会」において、集約内容や今後のスケジュールなどについて、御承認をいただいた場合、市ホームページ等で公開を予定しております。

なお、平成30年度は計画策定を予定しており、現在、平成29年度に実施した基本調査の集約内容から、市の公共交通網のあり方について検討を開始した段階です。

今後、「紀の川市地域公共交通活性化再生協議会」において、進捗報告や意見確認を行いつつ、パブリックコメントの機会を得て、平成30年度末までに計画策定を進めていく予定としております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 1番 門 眞一郎君。

○1番（門 眞一郎君）（質問席） この公共交通の充実ということに関連しまして、紀の川市のほうではパークアンドライドということで、駅周辺の駐輪場、そして駐車場の活用、そして目的地まで車で行くんじゃなくて、近くの駅で車を置いて、またはバイクや自転車を置いて通勤をする、または目的地に行くということを進めているわけなんですけれども、このパークアンドライド推進の現状、そして将来的にどうしていきたいのかという目標について伺いしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 駅周辺の環境整備、パークアンドライド推進事業の現状と目標についての御質問ですが、まず、駅周辺の駐車場や駐輪場の整備においては、

パークアンドライドやサイクルアンドライドの推進により、鉄道利用者の利便性向上や公共交通の利用が促進され、公共交通の維持・確保につながるものと考えております。

現在、市で管理している駅周辺の駐輪場は、ＪＲ和歌山線沿線では、打田駅、下井阪駅、粉河駅、紀伊長田駅、名手駅、和歌山電鉄貴志川線沿線では、貴志駅、甘露寺前駅、西山口駅、大池遊園駅と管内全ての駅に設置しており、鉄道利用者の皆様に御利用いただいております。

また、駐車場については、ＪＲ和歌山線粉河駅の北側及び南側に市営駐車場を設置しており、月決め、もしくは１日単位で御利用をいただいております。

駐車場につきましては、利用者を対象に昨年度実施した調査によると、約４０％の方々から、「不満がない」との評価をいただいております、利用者からは一定の評価を得ていると考えております。

よって、引き続き、今後多くの方々に御利用いただけるよう広報誌等を活用し、利用を促進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） １番 門 眞一郎君。

○１番（門 眞一郎君）（質問席） パークアンドライドということについて、特に車については、現在粉河駅だけが駐車場が市が管理しているのがあるということですがけれども、地域的にはできれば名手駅とか打田駅とか、そういったあたりをまた今後、駐車場を整備していただくと、より和歌山線の利用もふえていくし、またエコな交通環境というのがつくっていいと思いますので、そういうのをお願いしたいと思います。

それから、先ほどの質問の答弁にもあったんですが、コミバスとか巡回バスについて、実際車の運転をしている人たち、私もそうでしたけれども、なかなか利用方法とか、また実際にどう活用されているのか、また幾らで運行しているのかというあたりも、実際に乗ってみたいとわからないということでした。

全く利用の仕方のわからない人がほとんどであるという答弁もありましたけれども、できるだけ広報も含めて、我々も含めて、将来車に乗れなくなるというのがふえていきますので、市の方でこういうふうに通整備をして頑張っているんだということも広報活動を通じて進めていってほしいなと思います。そういうことも含めまして、今後の市のほうでの公共交通の整備についての考えをお願いしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 企画部長 今城崇光君。

○企画部長（今城崇光君）（自席） 公共交通ネットワークの充実に向けた市の取り組み、考えはとの御質問ですが、公共交通は市民の皆様の重要な移動手段と認識しており、デマンド型乗合タクシー、地域巡回バス、紀の川コミュニティバス、さらにＪＲ和歌山線、和歌山電鉄貴志川線などの公共交通網に加え、パークアンドライドの推進など、駅周辺の環境整備において、将来にわたり持続可能な地域公共交通網、交通ネットワークとして形成していくことが必要であることから、今後、「地域公共交通網形成計画」策定の中で十分

に検討していきたいと考えているところでございます。

なお、このような既存のネットワーク、あるいはいろいろな公共交通の内容につきましては、いろいろな機会を通じ幅広く啓発活動に努めていきたいと考えております。

以上です。

〔門議員「質問、終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、門 眞一郎君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。

（休憩 午前11時42分）

（再開 午後 0時58分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（坂本康隆君） 次に、19番 石井 仁君の一般質問を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 議長の許可を得まして、一般質問を行います。

今回は、福祉サービスの水準向上についてとテーマで、特に福祉サービスの利用者の声を市として直接に聞く仕組みを導入することについて、質問をいたします。

現在、紀の川市では、児童福祉法や障害者総合支援法、介護保険法などの法律に基づき、子どもや障害のある方、高齢者へのさまざまな福祉サービスが提供されています。

今回の質問の主眼である福祉サービスの質、また水準をめぐっては、全国的には神奈川県での障害者入所施設での元職員による殺人事件が起こり、そのほかにも事業者、職員による虐待・傷害・暴行・人権侵害事件は、残念ながら起きています。

例えば、3月10日付の朝日新聞では、「介護施設職員の高齢者虐待過去最多10年連続増加」というタイトルで、介護施設などで働く介護職員による高齢者の虐待は、2016年度に452件あり、前年度より44件、10.8%ふえた。調査を始めた06年度から10年連続の増加で、過去最多を更新した。うち25.9%は、過去に虐待や苦情などで行政指導を受けていた施設や事業所で発生していた。厚生労働省が9日に発表したと報じています。

また、5月29日には、こちらは事故ですが、「保育施設事故1.5倍、880件」というタイトルで、内閣府は28日、2017年に報告があった保育施設や幼稚園、認定こども園での事故件数を発表した。全治30日以上は880件で、前年比1.5倍、亡くなった子どもは8件、8人だったと報じました。

障害者分野でも、例えば、就労支援A型作業所の廃業が問題になっており、障害者解雇が2017年度に前年度比1.7倍の2,272人に上ったことを厚生労働省が発表をしています。

紀の川市内でも、過去には介護保険事業で、利用者への暴行事件も起こっています。福祉サービスは、人による、人に対する働きかけであり、その対象は幼い子どもや支援を必要とする方々であることから、事業者と職員にはとりわけ高い倫理性をはじめとする専門性が求められる仕事です。

今回の質問の問題意識は、市の実施する各福祉サービスが事業の目的に沿い、あるいは委託契約に基づくものになっているのか。現行の指導監査でその検証は十分だろうか。本市の実施する福祉サービスで、事件・事故が発生しないような手だては十分だろうかというところにあります。

現在のサービス内容に対する要望や苦情を解決する仕組みとしては、社会福祉法の82条で、利用者からの苦情の適切な解決を事業者の経営者に求めており、各事業所では苦情解決窓口が設置されることとなっています。これ以外に、和歌山県福祉サービス運営適正化委員会により、利用者からの相談を受け、対応する仕組みもあります。

しかし、これら現状の仕組みには、利用者からの申し出がされない限りサービス内容に問題があってもおもてに出ない、顕在化されないという弱点があります。しかも、福祉サービス利用者の当事者、家族は、サービスの受け手であることから、事業者に対して直接には申し出にくい不満や要望もあります。これでは、言うに言えない不満や要望を我慢させることになり、制度としても不十分ではないか、利用者の要望や不満、苦情を積極的に酌み取り生かす仕組みが必要ではないかと私は考えています。

そこで質問ですが、まず福祉サービスが事業の目的に沿って実施されているかどうかの検証や事件・事故を生まない手だて、利用者の意見や要望・不満を聞く仕組みがどのように実施されているのか、現在の状況を御説明いただきたいと思います。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） それでは、福祉サービスでの検証や事件・事故を生まない手だて、利用者の意見や要望・不満を聞く仕組みについて、御答弁申し上げます。

まず、子どものサービス内容、苦情、要望を解決する仕組みとして、「紀の川市立保育所保育サービスに関する苦情解決要綱」を施行し、保育所利用者からの苦情に適切に対応し、利用者個人の権利を擁護するのと同時に、利用者が保育所を適切に利用できるよう苦情の解決の方法について一定のルールを設け、円滑・円満に苦情の解決を図っております。

苦情解決の客観性及び中立・公平性を確保し、利用者の立場、特性に配慮した適切な対応を行うため、複数の第三者委員を設置し、苦情解決責任者は、利用者に対し施設内での掲示により、責任者、受け付け担当者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知しています。

苦情の申し出が、保育所以外の関係機関へ行われた場合は、その機関と密接な連携をとって、その解決に努めるということになっております。

放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育では、運営指針で受託者である運営委員会等と市が連携して、要望及び苦情を受け付ける窓口の設置、苦情解決責任者、受け付け担当者、第三者委員会を保護者等に周知することになっていますが、現在、各クラブ受託者は未設置な状態となっていることから、早急に設置に向けた協議を進めたいと考えております。

次に、障害のある方、また高齢者がサービスを希望された場合、障害支援区分・介護認定審査により認定され、支給決定時から相談支援員・介護支援専門員が利用者や家族、サービス利用者などが話し合い、「サービス等利用計画」を作成し、サービスが開始されます。その後、利用者の状況や利用しているサービスの内容等についてモニタリングを実施し、サービス内容に対する不満や苦情を把握し、改善へとつなげております。

以上が、サービス事業者が利用者と契約し、提供するものです。

介護保険制度では、地域密着型サービス事業者に対して、運営推進会議の開催を義務づけています。この会議は、事業所の運営を透明性のあるものにし、サービスの質・確保・向上を目指していくために、外部の目によるモニタリングと意見を集めるための仕組みであります。利用者、家族、地域住民、市職員、地域包括支援センター職員など関係者の参加により行うことを義務づけております。

また、県指定の特別養護老人ホーム等に関しては、平成30年度介護報酬改定において、「身体拘束廃止未実施減算」が厳格化され、身体拘束等適正化指針の整備や委員会等を設置し、3カ月に1回開催することを義務づけられました。このことは、今まで以上に施設での身体的虐待が生じないかを把握する抑止力になると考えられます。

市といたしましては、このような対応が適切に進められているか、指導監査・事業所指定更新時等に監視・改善を図ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） まず、現在の状況の御説明をいただきまして、保育所については苦情解決要綱でルール化されているということでした。

それから、学童保育については、窓口が設置されていないので周知に向けた協議を進めるということで、こうした条件整備は風通しよくするものですので、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

ちなみに、先ほど言われた国の指針を見てみますと、要望及び苦情への対応ということで、要望や苦情を受け付ける窓口を設置し、ここからなんですけれども、「子どもや保護者等に周知する」というふうになっています。そのほかにも、「子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては迅速かつ適切に誠意を持って対応する」ということで書いてあります。保護者にとということだけでなく、子どもに対してもこういう仕組みがありますよということを周知してくださいというのが指針でして、すごく大事な指摘をこの指針しているなというふうに思って僕も見ました。その趣旨でやっていただけたらなというふう

に思います。

それから、傷害だったり高齢のサービスについては、ケアマネジャーさんから一人一人聞き取る仕組みもあるということで、一定要望や苦情も含めて聞き取られているのかなというふうにも思いながら聞かせていただいたんですけれども。

そこで、2回目の質問ということになるんですが、今、説明をいただいた現在の制度と、その運用によって各事業で利用者の苦情を含めた要望や意見というのは、市として把握できているというふうに考えるのかどうかですね、今の仕組みや運用の仕方を利用者の意見を聞いて、今後の事業の改善に生かす仕組みとして十分かどうかの認識をお示しいただきたいなというふうに思っています。

それから、市立保育所の要綱についてですけれども、保育所の要綱に基づくそれぞれの苦情の受け付けの状況ですね、件数等あれば御説明いただきたいと思います。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 保育所利用者からのサービス内容、苦情の要望ですが、二月に1回開催される保育所所長会議で確認していますが、前年度及び本年度においての報告はされておられません。

利用者が相談する他の機関として、昨年度子育て支援課に寄せられた苦情・要望は5件ありました。これに関しましては、担当課と各保育所、管理者で対応、そして解決しております。

また、本市は、子どものワンストップ相談窓口として「こども課」を平成30年度からスタートさせ、障害者の相談支援の中核的な役割を担う「紀の川基幹相談支援センター」を平成26年度に設置、これ委託で実施しております。高齢者には、「高齢者なんでも相談窓口」として紀の川市地域包括支援センターで平成25年度から実施し、家族の介護や子育てに不安を感じている方、病気や障害があり悩みを抱えている方、また、このような不安や悩みを複数抱えている方のさまざまな相談を1カ所で受けられる「福祉の相談窓口」としての機能を目指し、本庁2階に集約しています。

しかし、相談窓口である「こども課」・「紀の川基幹相談支援センター」・地域包括支援センターの認知度は、どちらもまだまだ低調に推移している状態です。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） 現在の利用者からの要望を聞く仕組みとして十分であるかどうかという認識お伺いしたんですけれども、相談窓口は設置されていると、それが周知されていないということの説明をいただきました。

本来としての質問になるんですけれども、先ほども前段で述べたんですが、利用者からの申し出がない限り事業の目的から逸脱したり虐待や人権侵害事案があってもおもてに出ないという、現在の仕組みの弱点があるというふうに私は思っています。先ほども保育所所長会議では、この間では苦情解決の窓口を使っただけの相談というのはなかったという

ことですし、直接は相談はあって対応もして解決もしているということですが、利用しておかしいなと、余りいいサービスじゃないのかなとか直してほしいところがあるなと、改善してほしいなと思っても、わざわざといいますか、あえてといいますか、苦情解決窓口相談すると、市役所のそれぞれの相談窓口に行くということには、やっぱりためらいがある場合もあると思います。こんなこと言いに行つて、うちの子ども、あるいは家族、事業所にいづらくなならないかなとか、余計に処遇がひどくならないかなとか、そういう心配が先に立つ場合もあるかなというふうに思っています。

不満や要望があっても、それを事業所に直接言うとか相談窓口に行くということではなくて我慢をしたり、利用を控えたり、場合によってはそのサービスの利用自体をやめるという選択をしてしまう場合もあります。

福祉サービスの提供者という、市の公立の保育所であれば市の職員の待遇にありますけれども、全般的には賃金の水準はほかの業種と比べて低いとされています。事業者からは、そういった中で人不足という声も聞いています。サービス提供現場では、職員による、いわば献身的なサービスが提供されて、それによって利用者への支援がなされているというのが多くの事業所と職員の現状ではないかなというふうに思っています。それでも、事件・事故は発生していて、先ほど新聞報道も紹介したような形で、実際に件数も出ているということです。悪質なケースになると、これくらいだったら監査でごまかせるかなということとか、利用者サイドからの問題がおもてに出ない限りばれないだろうという感覚が実際あるのではないかなというふうに思います。

そこで、問題が潜在化しないように、反対に顕在化する仕組みが必要になってくるということで、今回の質問の主題になっていくんですけれども、サービス提供の内容について、実施主体である市が利用者から苦情やサービスへの不満・要望を直接聞くことが必要だと考えます。

つぶさに利用者の声をつかむことで、より利用者の視点に立った監査とすることができ、また虐待や障害、人権侵害事案の早期把握ができ、ケースによっては早期の直接介入につなげることができるのではないかと。そのために、社会福祉事業の利用者に対するサービス水準向上アンケート、サービス利用モニター制度の実施について実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうかという質問です。

利用者からのサービス水準向上のための御意見を寄せていただくと、そういうアンケート、あるいは利用者の中からモニターになっていただいて、実際に利用してどうなのかということも市役所としてつかむということです。

これは、利用者の言うに言えない要望を市が積極的に聞き取るというもので、今の相談窓口に行かないと聞いてもらえないというハードルをぐんと下げるものになるというふうに思います。利用者へのアンケートを事業の実施主体である市が取り組むということで、あるいはモニターを配置するというのであれば、悪質な事業者や職員にそれについて自制をさせることにもつながるのかなというふうに思いますので、提案をいたします。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 議員御提案の「アンケート」につきましては、子ども・子育て支援事業計画、障害者基本計画及び高齢者等実態調査で行政への要望などを記入いただき、市民の方々の意見、無記名ではございますが、定期的に求めています。

より多くの利用者、または養護者からの御意見を収集する手段としては有効であると考えますが、その内容・手段について検討を行い、取捨選択したいと考えます。

まず、現在、市として取り組んでいる相談窓口の充実と周知徹底を図り、サービス利用者に対する虐待・障害の早期発見、サービス内容等の問題解決につなげたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（質問席） アンケートは有効性もあるということで認識いただいたんですけれども、やるということには今のところではなっていないくて、内容・手段について検討をすると、取捨選択したいという答弁でした。また検討いただきたいというふうに思います。

あわせて、今の市の取り組んでいる相談窓口の周知徹底や充実を図っていききたいということで答弁いただいたんですけれども、ここもすごく大事なところだと思います。こんなこと市役所に言いに行ってもええんかなというふうな相談がたまにあります。それが直接事業所に言いにくいからということなんですけれども、でも大事にもしたくないという思いもあって、まず石井のほうに相談に来られたというケースがあるんですけれども。

どんなことでも各相談窓口が、どんなことでも要望であれ苦情であれ、直接事業所には言いにくいことでも受けていく窓口として運用されると理解してよろしいのでしょうかという質問をさせていただきます。

○議長（坂本康隆君） 福祉部長 橋本好秀君。

○福祉部長（橋本好秀君）（自席） 福祉サービスを充実させるために、福祉課題を集めて今後の事業に生かすには、議員おっしゃるとおり、どんな相談でも受け、解決・改善に努めなければならないと考えております。

そのためには、相談窓口が相談者にとって安心できる場所であるように、それぞれの専門の相談に対応できるよう相談員の資質とスキルアップの底上げを図るとともに、サービスを提供する管理者へのフィードバックもあわせて取り組んでまいりたい、そのように考えております。

以上です。

〔石井議員「終わります」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、石井 仁君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、13番 高田英亮君の一般質問を許可いたします。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（自席） 私も通告に従いまして、スポーツの振興と環境（施設）の充実について、分割質問方式にて質問いたします。

まず、はじめに、桃源郷運動公園陸上競技場の活用について。

平成28年の3月議会で同僚議員が、愛宕池公園、桃源郷運動公園、打田若者広場、市の対育施設についての質問をされました。そのうちの今回は桃源郷運動公園陸上競技場の活用について質問いたします。

そのとき、同僚議員が、29億5,000万円という莫大な投資をしてきたにもかかわらず、本来あるべき姿である公認競技場としての運営ができていないのではないか、公認競技場としての役割をもって施設のネームバリューを上げ、幅広く利用者を集められないのかと質問されました。

その答弁に、教育部長が、平成17年10月に第三種公認施設を取得いたしましたが、建設当所予定しておりました公認記録大会の利用がなく、5年ごとの公認申請を継続するに当たり、高額な備品の買い足し及び電子機器メンテナンスが必要となり、費用対効果を考えますと、公認申請の継続は難しく、今後においても公認申請は行わない予定です。現在、桃源郷運動公園陸上競技場は、サッカー利用者が多く、本芝生のサッカー場としての利用向上と陸上競技場としては、当所公認申請で必要であった備品を有効利用し、陸上競技場の練習場としてさらなる利活用を図ってまいりますと答弁されています。

そこで、質問いたします。

1番目のサッカーグラウンドとしての利用向上を図るための方策はというところで、現在、本当にサッカー人口が多くなってきています。桃源郷運動公園もよくサッカーのチームがよく利用されています。サッカーの使用者の方が、練習場や試合場を探すのに苦労をされていますのが現実です。この前に、紀の海クリーンセンターが完成したときも、隣に人工芝のフットサル用のグラウンドができ、サッカーの人もそこを使わせてもらっていました。しかし、土手や山の上に亀裂ができてきて危険なため、今は閉鎖しているとのこと、使えない状況であります。

桃源郷運動公園も、本芝生のサッカー場として利用向上を図っていくのであれば、もっとグラウンドや芝生の管理をする必要があるのではないかと思います。今、芝生の養生期間ということで使用はやめていますが、見ると3分の1以上は芝が死んでいるように思います。中央のほうは砂がむき出しになっています。養生しても無理な気がします。

みんな安全で安心して使ってもらえるように、もっと芝生の種類や管理方法も見直してみる必要があると思いますが、ことしもサッカーの少年のチームがホタルカップという大会を計画しています。そこには、市内のチームほか県外からも多くのチームが参加してくれるそうです。それで、人工芝ということも視野に入れて考えてみてはどうですか。

それから、2番目のグラウンドの管理と老朽施設の整備計画はというところで、桃源郷陸上競技場のトラック、コンクリート状態がかたくなってしまっていて滑りやすく、また

ひび割れができています。

先日、6月5日ですか、那賀地方の中学校の陸上大会が行われていました。トラックの白線も薄くなってきており、わかりにくくなってきています。芝生のところは養生期間ということで使えなく、砲丸投げとか高飛びは片隅でやっていました。第2次長期総合計画の中で、課題として老朽化が進んだスポーツ施設が多くあり、今後、修繕費の増大が予想されるため、計画的な修繕が必要でそうたっているが、その計画はどうなっていますか。

3番目の備品の活用はというところで、今、フィールド内には、ハンマー投げ用の囲いや器具庫には一度も使われていない未使用の備品がたくさんあります。ハンマー投げの囲いなんかは、サッカーで子どもたちがボールを拾にいったとき、危険です。こんな未使用の備品をどんなふうにも有効利用されるのでしょうか。

次に、児童・生徒の体育向上について。例えば、ジュニア駅伝競走大会の対策はということ質問いたします。

市町村対抗ジュニア駅伝大会の趣旨は、スポーツの振興と青少年の健全育成を図るとともに、県及び市町村の活性化に資するため、小・中学生代表による駅伝競走を実施することにあります。2月に行われた市町村対抗ジュニア駅伝競走大会、今までは上位入賞してきていましたが、今回は14位という結果に終わりました。勝つことだけが目的ではないが、やっぱり参加する以上は少しでもよい成績を上げたいものです。まして、団長が市長、副団長が教育長です。出場してくれれた選手は、それぞれにベストを尽くして頑張っていました。スポーツ課の職員も、選手の送迎、タイムをはかったり、練習の手伝いなど熱心に取り組んでいました。が、もっともっと市内全体で、みんなで応援していかなくてはならないのかと思います。市の代表で出場してくれているのですから、今回の選手選考会、これは定員にも満たない状態でした。二次募集をかけ、頼んだりして、何とか人数がそろったようです。

ある市では、選考会に中学生、小学生ともに50名ぐらい参加してくるそうです。また、ある市では、学校のほうへ推薦依頼をし、各学校から今回は52名の推薦があり、そのうち30名を選び、11月から練習をしているということでした。

我が市も、もっと各学校に協力してもらい、選考会に選手を送ってもらえるように努めなければいけないと思います。クラブが忙しい、本人の意思に任せているとか、いろいろな理由を言われるようですが、紀の川市の代表選手を選ぶのですから、選考会の方法や練習の日程、また方法などの見直しできる所は見直しして、児童・生徒が参加しやすいように検討していったらいいかと思いますが。

以上、1問目の質問といたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） それでは、私のほうから、高田議員の御質問について答弁をさせていただきます。

スポーツの振興と環境の充実、桃源郷運動公園陸上競技場の活用についてということで、まず1点目ですが、桃源郷運動公園陸上競技場における近年の利用者ニーズを見ると、サッカーの利用者は全体の6割から7割を占めることから、競技場はこれまで本芝生のサッカー場としての利用向上を図ってまいりました。

しかしながら、議員もおっしゃるとおり、最近の桃源郷運動公園の芝生の状態は、傷みが激しく、特に中央部が顕著で芝が根づいていない部分が広がっております。

やはり、競技場の本来の機能を十分に生かし、気持ちよく使用していただけるよう努めなければならない中で、そのためには管理コストのアップや利用できる期間の制限など市民にとって不利益要因が発生してくるのも事実でございます。例えば、芝生管理の専門家から助言をいただき、必要に応じた補植、質の高い芝への切りかえ、また傷んだ芝を復活させるための十分な養生期間の設定などがございます。今後、そういったことを検討する中で最善策を見出すと同時に、説明責任を果たしながら理解を求めてまいりたいと思います。

繰り返しになりますが、教育委員会といたしましては、利用者によりよい状態で利用いただけるよう、これまで以上の適切な芝生管理を行ってまいりたいと。議員おっしゃる人工芝も視野に入れた中で検討してまいりたいと思います。

次に、2点目ですが、平成17年に整備された桃源郷運動公園陸上競技場のトラックは経年劣化が進み、これも近年ではそれが顕著な状況となっております。

本施設の陸上競技としての利用者は、小中学生がそのほとんどを占めており、今後は、計画的な修繕に当たり、子どもたちが安全に安心して利用できる施設環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

紀の川市では、パークゴルフ場や市民体育館、市民公園プールが整備され、スポーツ施設の充実が図られる一方で、合併前の旧5町に点在する多くのスポーツ施設を引き継ぎ、市民の要望と利便性の向上に応えるべく施設の維持管理を行っています。

第2次長期総合計画がスタートしている中で、大きな課題として各施設の修繕計画の必要性を明記しており、そんな中で施設の長寿命化計画として桃源郷運動公園陸上競技場をはじめ、各施設における具体的な修繕に係る実施計画の策定に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目ですが、桃源郷運動公園陸上競技場には未使用の備品やハンマー投げの際に使用される安全囲いが使われないうまま存在しているということです。これは、競技場の建設当時、日本陸上競技連盟から第3種公認施設としての認可を得るべく、整備された備品でございます。

議員もおっしゃっていましたが、公認の更新については、平成17年10月に第3種施設として公認を取得後、公認記録大会の利用実績もなく、また公認の更新には多額の費用がかかることから、費用対効果を考慮する中で公認の継続更新は行わないことと決定しました。

したがいまして、これらの未使用器具については、現時点では利用の機会がないというのが実情ですが、有益・有効な活用方法、もしくは望ましい処分方法も含めて、最善の方策を検討してまいりたいと考えております。

それから、最後ですけども、児童・生徒の体力向上についてということで、ジュニア駅伝競走大会の対策についての御質問ですが、和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会については、毎年、本市においても代表選手を決める選手選考会を開催し、代表選手によるチーム編成のもと出場しております。また、平成25年度からは、オープンチームも編成し、2チームが出場しているところであります。

しかしながら、選手選考会への参加児童・生徒の減少により、昨年度は募集した選考人数に達せず、追加のための選考会を行ったところでございます。ジュニア駅伝競走大会の対策については、多くの児童・生徒が選考会に出場し、競い合うことで上位を目指すチームを編成できると考えております。

教育委員会においては、選手選考会の運営方法、練習日程・練習内容の見直し等を含め、児童・生徒が参加しやすい環境づくりを検討するとともに、新しいトレーニング方法も取り入れながら、選手のレベルアップを図れるような練習方法を研究してまいりたいと思っております。

また、紀の川市の代表選手になることの名誉・誇りを感じてもらい、県大会に出場するという自信、感慨深さを持ってもらうことも大変重要であると考えますので、関係者各位に理解を深めていただけるよう引き続き、取り組みを強化してまいりたいと考えております。

そうすることで、議員の言うスポーツの振興と青少年の健全育成、ひいては児童・生徒の体力向上につながるものと思いますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（自席） ただいま答弁をいただきました。

桃源郷運動公園陸上競技場の活用についてですが、先ほどの答弁で、公認記録大会の利用実績もなくというような理由で公認競技場としての継続更新はしなかったということでしたが、競技場の利用促進、また啓発はされたのでしょうか。公認競技場として使用しなければ莫大資が無駄になるように思われるので、公認申請を行い、活用していったらどうかと思います。いかがでしょうか。

備品についても、処分方法なども含めて最善策を検討するという答弁でありましたが、処分をせずに有効利用を図るべきではないかと思いますが、また日体大と体育・スポーツ及び健康づくりの分野で協定書が交わされていますが、もっと関係の方たちとも相談してスポーツの振興を図っていったらどうでしょうか。

それと、児童・生徒の体育向上についてですが、ジュニア駅伝の件ですが、選考会に参加してくれる児童・生徒が少ない、学校の先生方にもっと協力をしてもらえないのでし

うか。先生方であれば、児童・生徒の力量はわかっていると思います。推薦依頼を出してお願いしたらもっとふえると思いますが、どうですか。

そして、先生が選手の練習しているときに、せめて一回でも励まし、様子を見に来てくれるだけで選手を励みになるし頑張れると思いますが、見に来てくれている先生方もおられるそうですが、教育長が委嘱状を出して協力員として依頼してくれているそうですが、一日もグラウンドに見に来てもらえない先生もおられるようです。いろいろな理由があるかも知れませんが、一度ぐらい自分の学校の生徒が練習しているのであれば、見に来てやってほしいなと思います。

ジュニア駅伝、紀の川市の学校全体に認識を持ってもらい、理解をしてもらえるよう努めなければならないと思いますが、紀の川市の代表選手を送るのですから、今後の取り組みについて、お尋ねをいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 高田議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

幾つかあったんですが、まず、桃源郷運動公園陸上競技場における公認申請、それから備品の有効活用、また日本体育大学との協定、そしてジュニア駅伝ということで、まず、スポーツ振興という大きな意味で、議員御質問の意図は十分に理解できるところであります。

しかしながら、行政の宿命として常に将来を見据えた費用対効果を検証しなければならない中で、本競技場を公認施設として認可を取るか否かについては、十分に検討した結果、断念するという結論を出し、きょうに至っております。

陸上トラックや芝生等、競技環境の万全整備、基準に合わせた備品の買い足し、電子機器のメンテナンス等々多額の予算が必要になるなど、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、本施設の利用者への配慮には留意しつつも、現時点では公認申請までは考えていないということで御理解をお願いいたします。

また、それに関連してですが、当所公認申請時に整備した備品、やり投げとか円盤投げ、ハンマー投げ等々については、現時点では有効活用としての具体案はありません。しかし、今後、陸上競技関係者の方々ともできる限りの有効利用を模索してまいりたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、日本体育大学との協定に関する件についてですが、議員御指摘のとおり、こんなビッグチャンスを活用しないわけにはいきません。昨年度も子どもたちとの交流機会を設けていただいたり、駅伝競技に関しては、あの箱根駅伝での優勝監督を経験している方から、現在における専門的な育成指導方法などについて御享受をいただいたところであります。

今年度も、詳しくはまだ未定ですが、講師を招き、スポーツ振興に関する講演会やその

ほかにも交流事業等を計画しているところであり、議員の御期待にも添えるよう取り組んでまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、最後に、ジュニア駅伝ですが、議員もおっしゃっていましたが、現実問題としてどこの自治体も同じであります、進路活動やふだんの部活動との両立など大変難しい面があり、代表選手選考会への参加率は低迷しているのは事実でございます。

対策としまして、やはり参加しやすい環境づくりと効果的な練習日程、練習内容への見直しを図ることであると考えており、現状2カ月余りの間、一堂に会して週6日の練習を実施しておりますか、今後、指導者、事務局が一丸となって、例えば好成績をおさめている自治体の取り組みなどを参考にして研究を行い、また学校運営側との相互理解、協力関係を一層深めることで、それを実現していきたいと考えますので御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

13番 高田英亮君。

○13番（高田英亮君）（自席） それでは、最後に、教育長にお尋ねいたします。

この桃源郷運動公園陸上競技場、莫大な投資をしてつくられたスポーツの拠点であると思われます。桃源郷運動公園陸上競技場、スポーツの振興をうたわれている中、今後、どのような形で運営をされていくのか、お尋ねいたします。

それと、長計で児童・生徒や青少年のスポーツ活動を支援し、ジュニアスポーツの競技力向上を図りますとあります。ジュニア駅伝、理解に対する取り組み等どうやっていかれるのか、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（坂本康隆君） 教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 高田議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

はじめに、桃源郷運動公園陸上競技場については、部長の答弁にもありましたように、費用対効果を考え、予算の枠の中で各種競技において最大限に有効活用できるよう努めてまいります。

また、ジュニア駅伝競走大会につきましては、これも部長の答弁にもありましたように、子どもたちが参加しやすいように、また指導者と事務局が一丸となり、研究・検討し、学校とも協力を密にして、紀の川市の子どもたちの力を最大限に発揮できるよう取り組んでまいります。

○議長（坂本康隆君） 以上で、高田英亮君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、10番 大谷さつき君の一般質問を許可いたします。

10番 大谷さつき君。

まず、がん教育とピロリ菌検査の拡充及び助成についての質問を許可いたします。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告

準に従い、分割質問方式で一般質問を行います。

はじめに、がん教育とピロリ菌検査の拡充及び助成について、質問いたします。

今やがんは日本人の二人に一人がかかる病気と言われるほどの国民病であり、死因の第1位です。しかも、ここ30年以上、がんの死亡者数は増加傾向にあります。2015年には、年間約37万人が亡くなり、その原因の一つに考えられるのは、国民一人一人ががんに対する理解と認識が不足していることが要因の一つのようです。

現在の医学では、早期発見、早期治療によりがんの約6割が治るとされ、誤った知識は治療を手おくれにするかもしれない可能性があります。今回、特に胃がんの主な原因の一つとされているピロリ菌を早期に発見し、将来的な胃がんのリスクを抑制できる対応と対策の観点から、次の2点についてお伺いします。

1点目に、この質問は、約2年前の平成28年第2回の定例会の一般質問におきまして、次のように質問させていただきました。「ピロリ菌検査の拡充について、中学3年生全員を対象に学校検診で、本人の了解を得た上でピロリ菌検査を実施してはどうか。学校検診の尿検査のサンプルを用いて簡単に検査ができる」等の内容を質問させていただきました。最後に、市長答弁では、「先進地等々を参考にさせていただいて、前向き検討し、できるような方法を講じてまいりたいと、そのように思っております」と御答弁をいただきました。

その後の進捗状況はどのようになっているのか。また、なぜ現在まだ実施に向けた取り組みがなされていないのか、お答えください。

2点目に、がんに対する理解を深め、命の大切さを学ぶ「がん教育」が全国の学校現場で広がりを見せています。本市でも、中学2年生を対象に外部講師の教育授業が行われています。専門医による医療現場での経験に基づいた話は、子どもたちへの啓発効果は特に大きく、親に検診を進める例もあるようです。本市の子どもたちは、どの程度正しい地域が身についているのかをお伺いします。

以上を1回目の質問といたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 大谷議員御質問の市民部が所管いたします内容につきまして、答弁申し上げます。

ただいま議員から御指摘ございましたが、平成28年第2回定例会におきまして、本市が取り組んでいる成人のピロリ菌検査の進捗状況の確認とあわせて、中学3年生全員を対象にした学校での検診の際の尿検査を用いてピロリ菌検査を実施してはどうかとの御質問がございました。

その際、市長から、若い世代に拡充するピロリ菌検査については十分に研究・検討し対応するようとの御指示がございましたので、健康推進課におきましては、研究・検討いたしました結果、積極的に取り組んでいる自治体の多くは、指定医療機関と連携し、専門

医からの指導を受けているということが判明いたしました。

こうした体制づくりがあって、検査後、ピロリ菌が陽性になった生徒の治療が安全に行え、服薬において、副作用が出ても対応できることができているとのことでございます。

また、製薬会社では、使用する治療薬の15歳未満の投与は認められてはならず、より専門的な知識を有しなければ処方難しいとのことでございました。

WHO（世界保健機関）の発表によりますと、胃がんの原因のほとんどはピロリ菌であると言われてございます。また、その除菌方法も確立されているということから、保険診療では対応できない尿検査のみを実施して、陽性者がみずからの判断で医療機関を受診するという方法も考えましたが、保険診療ということになると、さらに胃内視鏡検査による判定が必要となってまいります。胃痛などの症状がない中学生に胃内視鏡検査は、負担も大きいことが考えられるということもございます。

したがって、ピロリ菌に対する小児の専門医が多くはない状況にあって、中学生のピロリ菌検査をお勧めすることは、治療の段階において安全に実施できるかという不安要素を残しておりますので、現時点では、いまだ実施には至っていないという現状でございます。

今後は、先ほど申しました佐賀県が佐賀県立医科大学附属病院と連携して取り組んでいるという自治体事例もございますので、さらに全国的な動向を注視しつつ、必要に応じて和歌山県や医師会への働きも行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） それでは、私のほうから、大谷議員二つ目の本市の中学2年生を対象に「がん教育」の授業が行われているが、どの程度正しい知識が身についているかという御質問にお答えしたいと思います。

紀の川市では、中学生のときからがんに対する正しい地域を習得し、生活習慣による予防や検診での早期発見、早期治療の大切さ等を学ぶため、平成24年度から保健福祉部、現在は市民部と教育委員会が連携し、「世界一受けたいがんの授業」と題して、東京大学医学部附属病院准教授の中川恵一先生を講師に迎え、市内全中学校の2年生を対象に特別授業を実施しています。

この授業の実施の際には、紀の川市内の中学2年生がどれだけがんに対する正しい知識を習得できたかを把握するため、授業の前後に「がん」という病気のイメージ、日本人ががんになる確率、生活習慣や食生活とがん予防、がんや健康に関する家族との会話、がんと生活の変化等を調査項目にアンケートを実施しています。

このアンケート調査の結果から、本授業を受けることでがんになるメカニズムや日本人のがんの罹患状況等客観的な知識を持ったことで、中学生なりに将来に向けてどのように生活をしていけばいいのかということの理解が向上していることがうかがえます。

また、中学生が今回の授業を通して学んだことを家族で話し合い、家族感のコミュニケーションから紀の川市民全体のがん検診受診率向上にも寄与していることがうかがえます。

教育委員会といたしましては、今後も引き続き、中学生に対しがんが身近な病気である

ことやがんの予防、早期発見等について関心を持たせるよう、正しい地域の習得、適切に対処できる実践力の育成に取り組んでまいります。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま担当部長から御答弁をいただきましたが、1点目の中学校3年生を対象としたピロリ菌検査では、現在、治療段階において安全に実施できるかという不安要素があり、実施できていないとの答弁がありましたが、もちろん安全性の確保は重要だと認識しております。

しかしながら、病気の発見がおくれれば大変なことになるということも十分重視しなければなりません。今回は、部長答弁の安全性を重視し、できるだけ早い時期のピロリ菌検査の実施を期待します。

低年齢における検査結果を受け、治療・投薬に現段階ではリスクが大きいのであれば、私は二十の方を対象とした検査の実施を提案したいと思います。

ピロリ菌感染の主な原因は、胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がん、悪性リンパ腫などの7割から9割です。ピロリ菌の感染が全くない胃がんができることは極めて珍しく、全ての胃がんの1%前後です。ピロリ菌の除菌治療が健康保険でできるようになり、慢性胃炎患者にまで拡大することができ、胃がんを予防することが可能な時代となりました。ピロリ菌は、人が生まれてから5歳ごろまでに感染すると言われています。感染経路は、恐らく経口的にうつると思われます。

ピロリ菌が感染すると、胃炎が起こり、胃粘膜の萎縮が怒るとともに、潰瘍、胃がんなどの原因になります。2004年から2011年に、日本全国、北海道、青森、山形、群馬、愛知、滋賀、香川県で、検診・人間ドックを受診した2万1,688人のデータによれば、ピロリ菌の感染率は15歳から19歳で8.3%、二十から24歳で10.6%、25歳から29歳で14.0%でした。高齢者では、65歳から69歳で45.9%、70歳から74歳で46.1%がピロリ菌の感染率です。

日本人が持っているピロリ菌は、胃がんの発生率が高い菌ですが、できるだけ早い時期に除菌をすれば胃がんになるリスクが抑えられます。ピロリ菌の感染があっても、20代でピロリ菌の除菌治療を受ければ、その後の胃がんの発生を99%抑えることができると言われています。ピロリ菌は、母子間などの家族間感染があることがわかっていますので、特に妊娠・出産前の若い女性には、ピロリ菌の感染がないか一度調べてみるのが大事であり、感染している場合に除菌治療を受ける意義は、感染している本人の胃がん予防ばかりでなく、次世代への感染のブロックという面からも、大変重要です。

妊娠してからの除菌治療はなかなか困難ですので、二十になったら一度感染の有無をチェックすることが大事だと思われます。そこで成人式に「二十の検診」として、ピロリ菌検査の助成をしてはどうか考えます。全国初だと思われますが、二十のピロリ菌検査の助成を本市で取り組んではどうかと考えます。

2点目の「がん教育」の授業についてですが、2006年のがん対策基本法の成立から10年以上が経過しました。この間、「がん教育」の推進が重厚になり、国は外部講師の活用体制を整備することがうたわれています。

本市は、いち早く会部講師の活用を進めることはよいと思います。今後、学校の授業の中でフォローアップ研修の実施が大事だと考えます。子どもたちに効果的に授業を届けることが重要で、形式だけで終わることのないように外部講師の講義を受けた後に学校独自の授業を考えてはどうでしょうか。再度、答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいま成人式に、「二十の検診」としてピロリ菌検査はどうかという再質問でございます。

本市では、二十から受診できる検診に、子宮頸がん検診がございまして、自己負担なしで行っているところでございます。

先ほど教育部長の答弁にもございましたが、平成24年度からは、健康推進課と教育部が連携いたしまして、東京大学附属病院准教授の中川恵一先生をお招きして「がん教育」を行っており、このたび、二十を迎えられる成人の皆さんは、この「がん教育」を受講されました1期生ということでもございます。

そこで、成人式を担当してございます生涯学習課と改めて連携いたしまして、「がん教育」で得た知識を生かして、その後の健康行動に結びつけることができているのかということで、6年後の成果を見るためにもアンケートを実施することができたらと考えてございます。

紀の川市の将来を担う若者たちに「がん」に対する知識や予防等を啓発していくことは非常に大切なことだと考えておりますので、今後も引き続き、紀の川市教育部との連携を視野に入れ、成人式など大きな行事におきまして実施していきたいと考えてございます。

ピロリ菌検査に対する二十の助成につきましては、例年7割強の成人式出席者と聞いてございまして、実施予定のアンケート結果を踏まえ、県、また周辺自治体の動向を注視しつつ、改めてその有効性につきまして調査研究を進めてまいりたいと考えてございますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（坂本康隆君） 教育部長 山野浩伸君。

○教育部長（山野浩伸君）（自席） 大谷議員の再質問にお答えしたいと思います。

「がん教育」に対し、フォローアップ研修、フォローアップ授業を導入してはどうかという御質問ですが、現在、義務教育における現行の学習指導要領では、「がん教育」については特に明記されていない中で、紀の川市はその必要性を重視し、先ほど答弁させていただいた授業を実施しています。

当然、保健事業の中では、実施しなければならない教育内容が定められており、限られた年間の授業実施の中で、現状に上乘せする形で「がん教育」を実施するのは困難であり

ます。

しかしながら、今後は文部科学省による平成29年告示では、新しい学習指導要領における保健分野において、平成32年度より「がん」についても取り扱うものとする明記されておりますので、現在取り組んでいる「がん教育」をより充実させるためにも、教育的効果が大変期待できるフォローアップ機会の設定等について前向きに検討してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

〔大谷議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 次に、予防接種や乳幼児健診の情報の簡素化と「予防接種自動スケジューラー」アプリの導入・推進の質問を許可いたします。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） 次に、予防接種や乳幼児健診の情報の簡素化と「予防接種自動スケジューラー」アプリの導入・推進について、分割質問方式で質問いたします。

今回は、特に予防接種や乳幼児の情報の簡素化を中心に、予防接種自動スケジュールのアプリの導入・推進について質問いたします。

近年、特に母親たちの頭を悩ませているのが、予防接種です。子どもの予防接種は年々複雑化しており、スケジュール管理が煩雑で接種漏れなども起こっているようです。子育て世代にとって、大きな不安の一つになっています。昨今では、小児科医院で予防接種日を母子手帳に記入してもらうが、フルタイムで働いている母親や子どもが何人もいる家庭では、予防接種の日程をつい忘れてしまうというお声もあります。

乳幼児が受ける予防接種の日程をスマートフォンなどで簡単に管理できるよう「予防接種自動スケジューラー」を導入すれば、種類が多く回数もまばらな予防接種について日程管理の簡素化ができます。携帯電話やスマホなどから接続し、一人一人の子どもの生年月日を登録することにより、その子どもさんに合わせて自動で予防接種のスケジュールが作成されます。接種日が近づくと、メールで知らせてくれるほか、市が実施する乳幼児など子どもの健康に関する情報も受け取れます。

本市も「予防接種スケジューラー」を導入してはどうかと考えます。1回目の質問いたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいまの御質問でございますが、乳幼児期に実施すべき予防接種につきましては、定期予防接種だけでも10種類以上がございます。正しく接種いただくためには、生後2カ月の誕生日から接種するB型肝炎ワクチンや、ヒブ、小児肺炎球菌ワクチン接種をはじめ、かかりつけ小児科医院へ行きますと、次の接種予定を母子手帳に記入してくれまして、接種計画を立ててくれることがほとんどとなっております。

います。

また、スマートフォンが普及する現状では、無料アプリケーションで、「予防接種自動スケジューラー」を取り込むことで、御自身でお子様の予防接種管理が簡単にできるようになってきております。

議員御指摘の予防接種日を自動調整できる予防接種スケジューラーにつきましては、忙しい子育て世代には、忘れずに接種できるなど不安解消に役立つものと考えられます。しかし、導入には、信頼性・利便性のあるもので、事業としての持続性が保てるものが必要となってまいります。

当初導入費用や毎月の保守費など、経費も要してまいります。若い世代にとって、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の利用は、身近な情報媒体となっており、市といたしましては、予防接種事故のリスクを減らし、安全に接種できるかなど導入自治体での動向への注視とともに、庁内関係部署や近隣自治体、また医師会との協力体制による導入など、コスト面や導入後の運営も考慮して今後研究してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

10番 大谷さつき君。

○10番（大谷さつき君）（質問席） ただいま部長から御答弁いただきましたが、答弁の中に、研究してまいりたいとありますが、いつまでに研究されるのでしょうか。一度子育て世代の方を対象にアンケートを実施してはどうでしょうか。

他市町村では、母子手帳のアプリを導入されている自治体はあるようですが、和歌山県内では予防接種スケジューラーだけのアプリを導入している自治体がないようです。今や、若いお母さんのほとんどがスマートフォンをお持ちです。このサービスを導入することにより、子どもたちの10週以上の予防接種日のタイミングを逃すことなく予防接種が受けられます。初期費用、初期経費や維持費はそんなに高くはないと思います。

紀の川市以外の方からも、紀の川市は子育て環境が充実しているといううれしいお声も聞きます。子育て世代にとって有効な情報を提供し、さらに安心して子育てができる本市にするためにぜひとも導入すべきと考えます。再度、担当部長の答弁を求めます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） 改めて、いつまでにということで、アンケートの実施はいかがかという御質問でございますが、このことにつきましては課題等につきまして、改めて導入済みの自治体等の利用状況も確認をしながら研究を進めていきたいということで、検診時などの確認につきましても実施できたらということで考えていきたいと思っております。

いつまでに対応していくのかということでございますが、外部機関との協議を今後進めていくということもございまして、現状ではそれ相応の期間をいただきたいということで、

現状では御理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

〔大谷議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、大谷さつき君の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問は全て終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午後 2時11分）

（再開 午後 2時24分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

日程第2 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第7号）） から
報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例） まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第7号））から、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例）までの計6件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました6件につきましては、過日、既に当局の提案説明が終了しております。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております報告第1号から報告6号までの計6件につきましては、専決処分に関する案件でありますので、本日、質疑、討論、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号から報告第6号までの計6件につきましては、本日、質疑、討論、採決までを行うことに決しました。

それでは、報告第1号から報告第6号までの計6件につきまして、一括して質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号））に対する質疑を行います。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（自席） それでは、報告第2号についてですけれども、11款、2項、1目の一般会計繰出金についてお聞きをします。

今回5,000万円を繰り出すということで、28年度に激変緩和財源として繰り入れた2億円が、合計2億円、29年度中に、9月議会ですね、2号補正で1億5,000万円、今回の4号補正で5,000万円、合わせて2億円、一般会計に繰り出すと、お返しするということになります。

そもそも2億円を繰り入れるということになったのが、27年度の給付費の増加に合わせて28年度に税率をさわるけれども一般会計からも入れるということで、入れたわけですが、返すということで、提案説明もそう言われていました。一連の給付費高騰に対する対応が、今回5,000万円を返すということで、今、区切りとなるというふうに思っています。

そこで、2点、確認も含めて質問したいんですけれども、今回、専決処分として29年度予算で5,000万円の繰り出しをした経過の説明をいただきたいというふうに思っています。

それから、それで5,000万円返すということになったとして、それによる今年度ですね、30年度の国保会計の状況がどうなるのかということをお聞きをしたいと思います。
○議長（坂本康隆君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

市民部長 尾上之生君。

○市民部長（尾上之生君）（自席） ただいま石井議員から質疑がございましたことにつきまして答弁申し上げます。

報告第2号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）の歳出、11款、2項、1目、一般会計繰出金、28節、繰出金の追加補正額5,000万円でございますが、このことにつきましては平成27年度の保険給付費の高騰の影響を受けまして、平成28年度で税率改正を行う際、税負担の激変緩和策として一般会計から法定外繰り入れされました2億円について、29年9月に補正予算計上をいたしております1億5,000万円と合わせて一般会計に返還いたします2億円のうちの5,000万円となっております。

既に、補正されてございます1億5,000万円につきましては、28年度繰越金から国庫支出金返還分などを29年度で精算して、残った全額を充当しているものでございまして、残る5,000万円につきましては、29年度の保険給付費が見込みより下回っていることもあり、29年度も繰越金が発生する見込みとなったため補正させていただき、今回、全額返還に至ったものでございます。

28年度の一般会計からの法定外の繰り入れにつきましては、被保険者の急激な税負担を緩和するため、特別な財政支援措置が実施されたものであり、本来、国保特別会計は独立採算が基本とする考えを根底に、また平成30年度から実施されました県広域化に向け

た和歌山県国保運営方針では、県内の統一の方針として決算補填等を目的とした法定外一般会計繰り入れについては、解消、削減していくと掲げられていることもあり、29年度での返還完了としたものでございます。

次に、今回の繰り入れを踏まえた30年度会計の状況についてでございますが、29年度で2億円全てを返還したことにより、基金への積み立てはされてございませんが、30年度からの県広域化制度の開始により、県に対する納付金、そして標準保険料率が示され、紀の川市では税率の引き下げとともに基金への積み立てが可能な当初予算編成となり、30年度への繰越金が見込まれることから、30年度の国保会計につきましては、現状では安定した運営が見込めると考えているところでございます。

○議長（坂本康隆君） 再質疑、ありませんか。

〔石井議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、質疑を終結いたします。

次に、報告第1号から報告第6号までの計6件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会の付託を省略することに決しました。

それでは、報告第1号から報告第6号について、順次、討論、採決を行います。

はじめに、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第7号））に対する討論、採決を行います。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第1号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第1号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は、原案のとおり承認すること決しました。

次に、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号））に対する討論、採決を行います。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔石井議員「19番、反対討論があります」という〕

○議長（坂本康隆君） 討論があるようですので、この場合は原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

19番 石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 報告第2号 専決処分の承認を求めることについてに対する反対の立場から討論を行います。

今回、専決処分されました平成29年度国民健康保険会計補正予算（第4号）では、一般会計への繰出金として5,000万円を計上しています。さかのぼること3年前の平成27年度の高額薬剤の保険適用と普及による給付費の増加を受け、翌28年度の予算編成時点で4億円程度の収支不足が見込まれました。当時の紀の川市の判断は、税率は引き上げるが、上げ幅としては1人当たり1万円程度の上げ幅であるなら加入者の理解も得られるだろうと、それでも不足する分は一般会計からの繰り入れで賄おうというもので、金額で言えば、不足する4億円のうち2億円は加入者負担とし、2億円は激変緩和として一般会計からの繰り入れで賄おうというものでした。

このことは、28年度当所の予算組みとしては、税率を引き上げながらも加入者負担の高騰を抑える対応として評価できるものでした。こうした税率引き上げと予算編成の結果、28年度決算では、加入者負担は前年度と比べて1人当たり1万1,518円の当所の見込みに近い上げ幅となりました。

一方で、28年度当初予算で繰り入れた2億円は、28年度からの繰越金として29年度会計へ引き継がれました。この時点で、保険者としての紀の川市に問われていたのは、この2億円を今後の保険税額の激変緩和財源として生かすのかどうかという点にありました。

ところが、この2億円は、昨年9月議会の2号補正で1億5,000万円、今回の専決処分により残りの5,000万円を一般会計へ繰り出すこととしました。これでは、結局加入者には負担増を求めながら、保険者としての紀の川市は一般会計からちょっとの間貸しただけということになります。

そうではなくて、国保の保険料がほかのどの公的医療保険のそれと比べても重たい負担となっているという現状に対して、加入者負担の軽減を保険者として図るためにこの繰り入れはそのまま残すべきであったと考えます。

一般会計からの自治体独自の繰り入れは、法律上は可能で多くの自治体が実施をしています。紀の川市では、30年度で資産割の引き下げが行われ、今後3年で資産割を全廃するという方針も示されています。資産割の見直しは歓迎しますが、資産割の廃止と引きかえに所得割が大幅増とならないか、非常に気になっているところです。

今後の税率改正を考えても、激変緩和として、また加入者負担の軽減を図るためにも、28年度当所に繰り入れた2億円が保険料の軽減に生かされないことは重ね重ね残念であり、今回の専決処分を認めるわけにはいかないということを訴えまして、専決処分の承認に反対をするものです。

○議長（坂本康隆君） 続いて、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

賛成討論の発言はありませんか。

4番 船木孝明君。

○4番（船木孝明君）（登壇） ただいま議題となっております報告第2号 平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号））について、賛成の立場で討論を行います。

近年、社会経済情勢は穏やかに改善していると言われますが、地方に暮らす低所得者の世帯や高齢者の多い国民健康保険を取り巻く情勢はますます激しくなっていると言わざるを得ず、加えて、医療技術の高度化や高額な薬剤の普及、生活習慣病の増加などで医療費の負担が年々増加しております。厳しい財政運営を強いられています。

このような状況の中、平成27年度において急激な医療費の増加があったことにより、平成28年度でも医療費の増加が見込まれ、そのために税率改正されましたが、その際、急激な国保税の上昇を避けるために一般会計から特別に法定外での繰り入れをしています。

しかし、この一般会計からの法定外繰り入れは、国保税負担の激変緩和の策であり、国保特別会計は被保険者の負担による独立採算制での運営が基本でありますので、今回、補正予算計上して一般会計へ全額返還することは、国保の健全運営への一歩だと考え、賛成の討論とします。

今後におきましても、医療費抑制化に向けられたさらなる取り組み等、健全な国保の事業運営に一層努力をされることを要望し、平成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について、賛成討論とします。よろしく御審議、お願いします。

○議長（坂本康隆君） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） それでは、これで討論を終結いたします。

それでは、報告第2号について、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

報告第2号につきまして、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（坂本康隆君） 起立多数であります。

したがって、報告第2号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市税条例等の一部を改正する条例）に対する討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第3号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第3号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市都市計画税条例の一部を改正する条例）に対する討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第4号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第4号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に対する討論、採決を行います。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第5号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第5号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（紀の川市保育料徴収条例の一部を改正する条例）に対する討論、採決を行います。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、報告第6号について、採決を行います。

お諮りいたします。

報告第6号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（坂本康隆君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第3 議案第68号 工事請負契約の締結について（荒川中学校校舎等改築工事）
から

議案第72号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）につ
いて まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、議案第68号 工事請負契約の締結について（荒川中学校校舎等改築工事）から、議案第72号 平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第1号）についてまでの5議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました5議案につきましては、過日、既に当局の提案説明が終了しております。

本日は、総括質疑を行います。

ただいま議題となっております5議案につきましては、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第68号から議案第72号までの5議案につきましては、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午後 2時47分）